

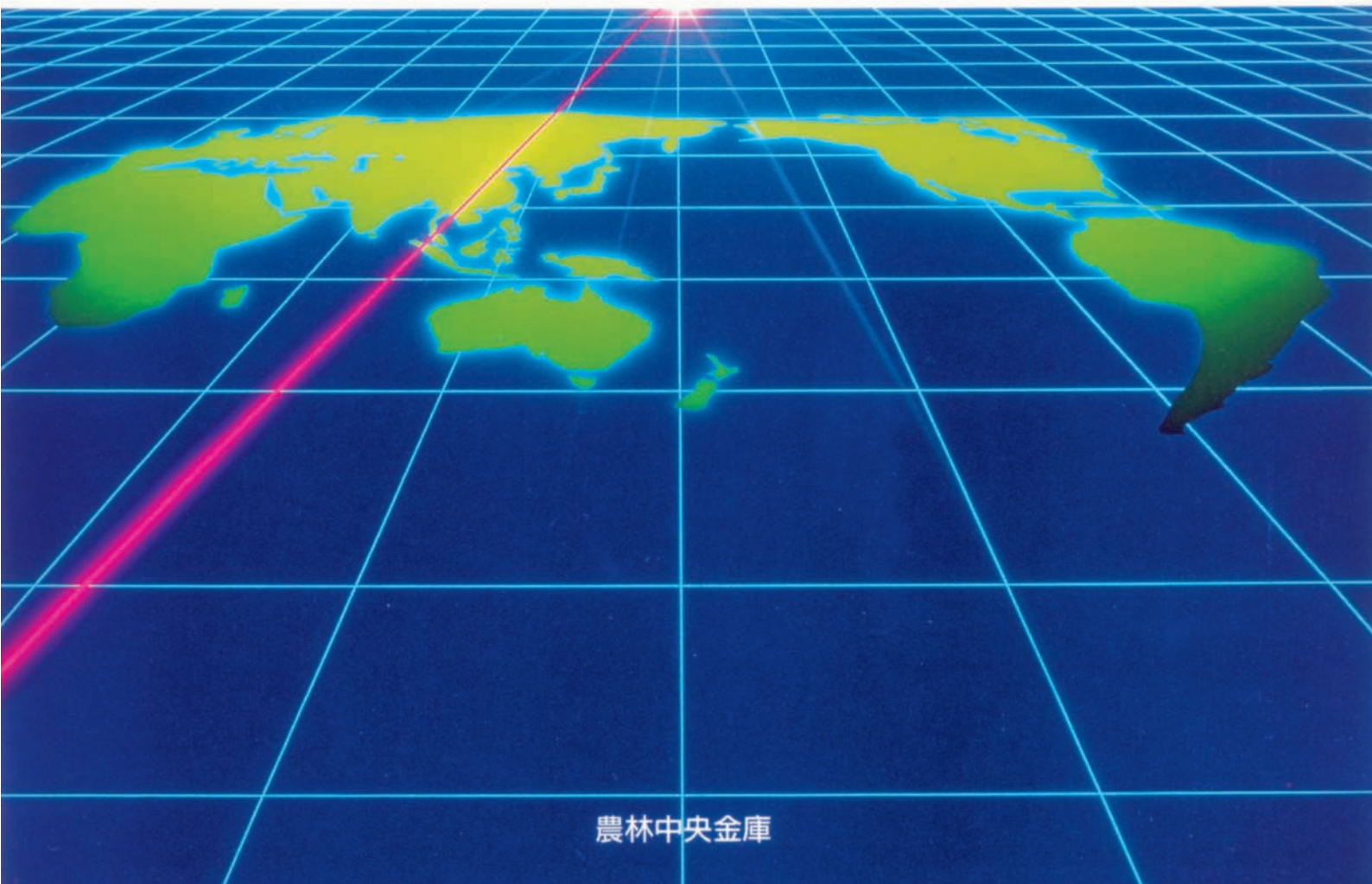
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2007 **5** MAY

農協の組合員制度を考える 欧州の事例にみる

多様な組合員の意思決定への参加
イタリアの信用協同組合銀行(BCC)
組合金融の動き



縦を横に結ぶ事業モデル

今、日本中のJAが将来のビジネスモデルを模索しているのではないかと。模索しているもののビジョンを描き切れずにいる。大都市部に位置する3つのJAに出かけて気付いたことがある。期せずして、面談した3人の農協幹部職員は、「将来ビジョンはない。都市化のなかで組合員組織が立ち行かなくなると経営が行き詰まったら、また合併することになるよ」(東京)、「1県1JAになることで、農外事業融資のノウハウを含めて運用力の強化が図られるのではないかと」(神奈川)、「1県1JAになれば、県域レベルで店舗も合理的に配置できるのではないかと」(埼玉)と、理由は異なれど、最終的な“期待”を合併に求めている。

日本の他業態を眺めれば、グローバル競争のなかで生き残るために企業は買収・合併による寡占化という大きな潮流のなかで悪戦苦闘している。金融機関においても都銀から信金に至るまで合併は経営安定化のための重要な選択肢のひとつである。

しかし、人的結合を基本理念とする協同組合にとっては、際限のない合併は命取りになりかねない。「もうすでに実態として脱協同組合化が進んでいるのに…」という意見もあるだろうが、変質しても協同組合は協同組合である。

ところで、合併に期待する真意は何であろうか。それは、融資力等の専門性の強化、店舗などの資源配分の効率化、人材育成の強化などである。

このような専門性の強化と資源配分の最適化について、JAバンクは、合併という手段だけに頼らず、県連、全国連による機能還元と統制によって、それを実現する努力を続けてきたし、今後もその努力は続けられよう。

このように、不十分とはいえ、系統の縦割り事業モデルのなかで各事業の専門性の発揮は工夫されてきたと言える。それでは、協同組合らしさの発揮はどのように工夫されてきたのであろうか。

それは、JAの現場においてほかにない。協同組合らしさの発揮は各JAの創意工夫によってなされてきた。と同時に、矛盾する話ではあるが、JAの現場における創意工夫を阻害してきたものは前述した商品別縦割り事業モデルそれ自体でもあった。たとえば信用と共済と不動産あるいは葬祭事業などの部門が分断されている。資産管理相談、遺言・相続相談などにおいても各部門の連携なくして組合員に十全なサービスを提供することはできない。とくにJAが大規模化すればするほど縦割りの弊害は強くなる。

われわれは商品別縦割り事業モデルの可能性と限界をともに見据える視点が必要である。そのような複眼的アプローチが明日のJAのビジョンを描くうえで欠かせない。縦割り事業モデルの活用で専門性を強化する一方で、組合員に接する現場では縦を横に結び付けていく横断的な事業モデルを構築することで、他の金融機関にはない協同組合らしい事業展開が可能になるし、それは組合員の信頼を得る道でもある。

((株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 鈴木利徳・すずきとしのり)

今月のテーマ

農協の組合員制度を考える 欧州の事例にみる

今月の窓

縦を横に結ぶ事業モデル

(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 鈴木利徳

独仏の協同組合の事例から

多様な組合員の意思決定への参加

齊藤由理子 2

組合員制度の変更と現在の状況

イタリアの信用協同組合銀行(BCC)

重頭ユカリ 15

談話室

現仙台市域における産業組合

東北学院大学経済学部教授 岩本由輝 28

平成18年度第2回農協信用事業動向調査結果

江川 章・若林剛志 30

情
勢

森林組合の事業・経営動向

第19回森林組合アンケート調査結果から

(財)農村金融研究会調査研究部長 室 孝明 36

漁協経営の現状と取組み

第25回漁協信用事業アンケート調査結果から

(財)農村金融研究会副主任研究員 尾中謙治 43

組合金融の動き

りそな銀行における「女性活用」の取組み

栗栖祐子 48

統計資料 50

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

多様な組合員の意思決定への参加

独仏の協同組合の事例から

〔要 旨〕

- 1 農協の最高意思決定機関である総会の議決権は正組合員のみが有するなど、農協におけるフォーマルな意思決定は正組合員が中心となっているが、准組合員比率の上昇や、正組合員の多様化などの状況を踏まえると、准組合員の意思決定への参加と、多様な組合員が意思決定に参加する仕組みが課題と考えられる。
- 2 この2つの課題に対応する動きとして、農協では多様な意思決定や意思反映のルートが工夫されている。准組合員は、利用者組織の一員として、また総会、総代会、集落座談会等に出席することで、意思決定に参加している。また組合員や利用者を、活動、利害、階層などの共通軸でグループ化した様々な組合員組織があり、そこで関係する分野についての意思決定が行われている。
- 3 こうした准組合員の意思決定への参加や多様な組合員組織における意思決定は、現行農協法の枠内で行われているため、組合全体の事業計画等、多様な組合員間にまたがる事項についての最終的な意思決定は、総会や総代会において正組合員が行っている。一方、独仏の協同組合の事例は、前述の2つの課題に対応しており、かつ、最高意思決定機関である総会での意思決定に多様な組合員が参加するものである。
- 4 准組合員の意思決定への参加に関する事例としては、コアの組合員以外の組合員が意思決定に参加する仕組みがあげられる。ドイツの協同組合法およびフランスの協同組合共通法と農協法では、投資組合員や準組合員が、総会の議決権や役員を選挙権・被選挙権を持つことができるが、コアの組合員主体のガバナンスを維持するため、議決権数や役員の割合について上限が定められている。
- 5 多様な組合員の意思決定への参加に関する事例として、マルチステークホルダー型協同組合の意思決定の仕組みを紹介する。フランスの社会的協同組合であるSCICでは、総会における意思決定の方法として、コレジユによるガバナンスを選択できる。これは定款によって、何らかの共通項をもつ組合員のグループを作り、グループごとに総会での議決権にウェイトをつけるものである。この仕組みによって、各組合が組合の目的や状況にふさわしい方式を自ら規定して、多種類の組合員の意見調整や意思決定を行うことが可能になっている。

目次

はじめに

- 1 日本の農協における組合員の意思決定への参加
 - (1) 正組合員中心の意思決定の現状
 - (2) 正組合員中心の意思決定における課題
 - (3) 多様な組合員の意思決定への参加

2 独仏協同組合における多様な組合員の意思決定への参加

- (1) コアとなる組合員以外の組合員の意思決定への参加
- (2) マルチステークホルダー型協同組合における意思決定の仕組み

むすび

はじめに

日本の農協の「総会（総代会） 理事会（経営管理委員会）」というフォーマルな機構における意思決定は、正組合員を中心としたものである。本稿ではこの仕組みを中心に農協における意思決定への組合員の参加の現状と課題を整理したうえで、独仏の協同組合における多様な組合員が意思決定に参加する仕組みを紹介したい。

なお、本稿では、組合員の意思決定への参加についての課題を整理するうえで、次の3つの視点を用いている。第1は、組合の目的との関係である。第2は、多くの組合員が意思決定に参加するという意味で、民主的運営となっているかである。第3は、意見の対立や意見の調整のためのコストが小さい、すなわち効率的かである。意思決定に参加する主体が同質であるほど、また参加する人数が少ないほど、このコストは小さくなる。

1 日本の農協における組合員の意思決定への参加

(1) 正組合員中心の意思決定の現状

農協におけるフォーマルな意思決定は正組合員を中心としている。まず、農協の最高意思決定機関である総会の議決権は正組合員のみが持ち、総代の被選挙権、選挙権も正組合員のみが有する。また、理事会制度において業務執行の決定や業務執行機能を持つ理事会は3分の2以上を正組合員が占め、経営管理委員会制度を採る場合には、執行の監督機能を持つ経営管理委員会は4分の3以上を正組合員が占めており、それらの委員の選挙権も正組合員のみが有している。

この意思決定の仕組みに特徴的なのは、集落組織^(注1)という農協の地縁的な基礎組織が、大きくかかわっていることである。総代や理事の選出にあたっては、集落組織が選出の基礎組織となることが多い。また、通常、年度の業務報告や業務計画は、総会

に提出される前に、単一または複数の集落を単位とした集落座談会で役職員から組合員に説明され、意見交換が行われているなど、集落座談会は農協の役職員が組合員と意見交換する重要な役割を担っている（第1表）。このように、正組合員は集落組織を通じて意見を調整し統一するとともに、総代や理事という地域の代表者を選出して、農協の意思決定に参加している。

この仕組みを前述の3つの視点に即してみると、まず、目的との関係では、准組合員が共益権の多くを持たない、正組合員中心の意思決定の仕組みは、農協が設立時に期待されていた「自作農維持」のための「非農家的支配の排除」を背景に作られた。加えて、以下のような制度発足当初の実態をみると、大多数の組合員の意見を反映する民主的な仕組みであり、かつ意見の対立が少なくその調整のコストの少ない効率的な仕組みであったと考えられる。

第1に、農協制度発足当初には、正組合員が組合員の大多数を占めていた。農林省「農業協同組合統計表」によれば、1948年における農協の准組合員比率は8.9%と1割に満たない水準であった。そのため、正組合員のみでの意思決定であっても組合員の

大多数の意見を反映していたということが出来る。

第2に、正組合員である農家は、全体として、農業との関係を中心に同質性が高かった。農林省「世界農林業センサス」によって、農家を専兼別にみると、1950年の農家のうち専業と第1種兼業は合わせて78%である。また農林省「農家経済調査」では、52年には農家所得に占める農業所得の割合は48%と約半分を占め、また農業粗収益に占める稲作収入の割合は54%と5割を超えていた。このように、農業、特に稲作との関係が強い農家が正組合員の多数を占めていたため、利害は一致しやすく、正組合員をひとくくりにした意思決定でも、多数の正組合員の意見を反映することができ、意見の調整も比較的容易であったと考えられる。

第3には、集落という同じ地域に居住する組合員は、地域という^{きずな}絆のもとに、農業との関係においても、また農業以外の生活面でも、正組合員のなかでさらに同質性の高い組合員のグループであろう。このため、集落組織による集落を単位とした意思決定や代表の選出は、地域農業および地域の生活という共通項によって、利害対立や意見調整のためのコストをさらに少なくする仕組みであったと考えられる。

しかしながら、こうした状況はその後大きく変化する。

第1に挙げた正組合員が組合員の大多数を占めていたという点に

第1表 集落組織に期待された役割が機能しているか
(回答組合数構成比)

	(単位 %)		
	役割発揮している	役割発揮していない	無回答
総代候補者の基礎組織としての役割	71.6	13.9	14.5
役員候補者の基礎組織としての役割	88.2	11.8	-
組合員の意思反映組織としての役割	85.3	14.7	-

資料 全中「JAの活動に関する全国一斉調査」
(注) 調査基準日02年4月1日

については、農林水産省「総合農協統計表」によれば05年度の准組合員比率は45.6%まで上昇している。約半数の組合員は議決権や選挙権を持っておらず、民主的運営という点からは大きく後退したといえるだろう。

第2の同質性という点についてみると、正組合員の農業との関係は全体として弱まりかつ多様化している。農林水産省「世界農林業センサス」によれば、05年には、農家のうち第2種兼業農家と自給的農家を合わせると74%と7割以上を占める。また、農林水産省「農業経営動向統計」によれば、販売農家においてさえ、農家総所得に占める農業所得、稲作収入の割合はそれぞれ25%、22%へと大きく低下している。このように、農家は農業とのかかわりという点で均質ではなくなっている。さらに、農業とのかかわり度合いによって組合員の農協利用状況は大きく異なっている。第2表に

みられるように、正組合員、准組合員別にも農協利用には差がある。また、同表から同じ正組合員であっても、販売農家、自給的農家およびいわゆる「土地持ち非農家」では、農協の利用状況に明確な違いが感じられる。このような多様化によって、意見調整のためのコストは高くなり効率性は低下している。

第3の集落を通じた意思決定についてであるが、集落組織の構成員は引き続き地域という共通の絆を持っており、その意味では正組合員全体とくらべれば、同質性が高いといえよう。しかし、前述のように正組合員の農業とのかかわりの低下と多様化という傾向は集落の構成員にもあてはまり、意見調整のためのコストは従来に比べ高まっていると考えられる。

また、農家の減少、高齢化、後継者不足もあって、集落の全般的な機能低下が懸念される状況にある。

第2表 農協利用者の事業利用状況

(単位 件, %)

	回答数	事業利用者割合							
		金融+農業+生活	金融+農業	金融+生活	農業+生活	金融のみ	農業のみ	生活のみ	
合計	1,326	43.3	20.6	10.1	0.2	23.8	1.7	0.4	
組合員世帯区分	正組合員世帯	984	55.1	25.4	5.0	0.2	12.5	1.6	0.2
	准組合員世帯	131	6.9	4.6	30.5	0.0	56.5	1.5	0.0
	員外世帯	177	9.6	7.9	22.6	0.6	55.9	1.7	1.7
農家区分	販売農家	774	61.1	25.7	2.8	0.1	8.7	1.6	0.0
	自給的農家	83	42.2	28.9	12.0	0.0	13.3	2.4	1.2
	土地持ち非農家	108	20.4	11.1	22.2	1.9	42.6	0.9	0.9
	非農家	244	5.3	5.3	27.5	0.0	59.8	0.8	1.2

資料 農中総研「都市的農村における農協利用者の金融行動について(平成15年度地域住民アンケート調査の結果から)」総研レポート16調-No.3

- (注)1 都市的農村の2農協管内の農協利用者へのアンケート調査。
 2 色網掛けは各属性で最も高いことを示す。
 3 各部門について以下の事業を1つ以上利用していれば、その部門の利用者とした。
 ・金融…信用事業、共済事業、相談サービス
 ・農業…営農指導、農産物販売、生産資材購買
 ・生活…生活物資購買、高齢者介護、旅行センター

される状況にある。集落組織は現段階でも組合員の意思決定に重要な機能を果たしているが、組合員の意思形成に集落組織が今後役立つかどうかを農協へのアンケートでたずねたところ、「役立つし必要」が70%を占めるものの、「活用したいが難しい」が18%にのぼった。これは集落組

織の意思決定機能の今後についての不安を表すものといえるだろう。

(注1) 集落組織は、農家組合、生産組合、農事実行組合など様々な名称で呼ばれている、集落を単位とし、総合的な機能を持つ農家の集団である。

(注2) 内田(2006)は、2005年農林業センサスにより集落の機能とその低下を詳細に分析している。

(注3) 農林中金総合研究所「農協信用事業動向調査16年度第2回」(調査時点04年11月、本設問に対する回答317組合)による。

(2) 正組合員中心の意思決定における課題

以上のような現状からみて、正組合員中心の意思決定の仕組みについては、次の2つが課題と考えられる。

第1は、准組合員がどのように意思決定に参加するかである。民主的な運営という視点からみて、正組合員中心の意思決定では、組合員全体を代表しているとはいえなくなっている。

第2は、多様化した組合員が意思決定に参加する仕組みである。正組合員も含めて組合員が多様化し、そのニーズや利害が多様化している現状において、正組合員全体をひとくくりにした意思決定の仕組みでは、その様々な意見をくみとるには不十分という点から民主的とはいえず、かつ、組合員の同質性が低下しているため、効率性は低下している。

(3) 多様な組合員の意思決定への参加

この2つの課題に対応する動きとして、農協で多様な意思決定や意思反映のルート

が工夫されていることを指摘したい。

まず、准組合員の意思決定への参加については、第3表にみられるように、比較的多くの農協で、准組合員は利用者組織のメンバーとして、また集落座談会や総会(総代会)に出席することによって、農協の意思決定に参加している。さらに、准組合員には役員選挙権はないが、准組合員が役員となって経営に参加することは農協法上認められており、そうした例も一部の農協にはみられる。

また、組合員の多様化に対応して、様々な意思決定や意思反映のルートがあることにも注目したい。各農協には、集落組織以外に、生産部会、青年部、女性部、准組合員組織、年金友の会など、作物や協同活動、利用している農協事業などの共通の利害を持つ組合員のグループが多数作られており、これらの組織ごとに、関係する分野に関する意見の調整、意思決定、農協へ意思反映が行われている。さらに、支所別や地域別の運営委員会は、これらのグループの代表が総代や理事とともに委員となっており、グループ間の利害調整の一翼を担っているとみられる。

第3表 准組合員の農協運営への参画状況
(回答組合数構成比)

(単位 %)	
	実施組合割合
JAの理事・監事・経営管理委員	6.7
総会(総代会)に出席	29.1
集落座談会に出席	42.0
事業運営委員会メンバー	14.6
利用者組織のメンバー	65.8

資料、(注)とも第1表に同じ

2 独仏協同組合における多様な組合員の意味決定への参加

正組合員中心のフォーマルな意思決定の課題として、准組合員の意味決定への参加と多様な組合員に対応する意思決定の仕組みの2点をあげたが、これらに対応するものとして、独仏の協同組合における多様な組合員による意思反映の2種類の仕組みを紹介する。^(注4)一つは、コアとなる組合員以外の組合員が意思決定にどのように参加しているかであり、もう一つは、マルチステークホルダー型協同組合における意思決定の仕組みである。

(注4)ドイツ協同組合法については、小楠(2003)、DGRV(2006)、フランス協同組合共通法については、島村(2001)、小楠(2001)、フランス農協法については、小楠(2001)を参考にした。

(1) コアとなる組合員以外の組合員の意味決定への参加

最初に、コアとなる組合員以外の組合員がどのように意思決定に参加しているかを、総会議決権と役員を選出規定を中心に紹介する。ここでは、ドイツの協同組合法とフランスの協同組合共通法における投資組合員と、フランスの農協法における準組合員について紹介する。

これらに共通するのは、コアとなる組合員以外の組合員が意思決定に参加するが、コアの組合員をガバナンスの中心とするために、その議決権や役員割合に上限を設ける仕組みである。

a ドイツの協同組合法の投資組合員

ドイツでは、「1899年5月1日産業および経済協同組合に関する法律」(以下「協同組合法」という)が、全協同組合組織にとっての単一の協同組合法で、主に組織について規定しており、協同組合の事業については基本的に一般業法が適用される。

06年のドイツの協同組合法改正では、協同組合の目的規定の変更、小規模協同組合の設立の容易化、資本の調達とその維持の容易化など、いくつかの重大な変更が行われた。

ここでは、資本調達の容易化のために導入された制度の一つである、投資組合員制度を紹介する。今回の法改正により、組合の利用あるいは労働の提供を行わない人を、各組合は定款によって投資組合員として認めることができることになった。

協同組合法における組合員に関する事項を簡単に整理したものが第4表である。議決権についてみると、原則として1人1票であり、定款で3票までの複数議決権を規定できるが、さらにいくつかの例外がある。その一つが、投資組合員の議決権についての制限である。すなわち、総会で多数決を行う場合には投資組合員全体として他の組合員を上回らず、また特別多数決が必要とされる場合に、他の組合員を妨げないことを保障することを定款で規定しなければならない。たとえば、単純多数決の場合には、総会における投資組合員の議決権総数が全体の2分の1を上回ってはならず、4分の3の特別多数決の場合には、4分の1を上

第4表 ドイツの協同組合法の組合員に関する事項

組合の目的	・組合員の産業・経済、または社会的・文化的利益の促進。
組合員の種類	・組合員と投資組合員(利用または労働を提供しない)
組合員資格	・協同組合法では組合員資格を規定しない。
議決権	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1人1票、定款で3票までの複数議決権を規定できる。 ・投資組合員は、総会の投票で、投資組合員全体として特別多数決の場合も含め、他の組合員の多数決を妨げない。 ・事業主組合は、3票を超える複数議決権が可能だが、個別組合員の議決権は議決権全体の10分の1以下。 ・連合会(組合員が協同組合)は、複数議決権に関する制限はなく、かつ議決権を出資金額その他の基準により加重できる。
役員	・投資組合員は監事会(日本の農協の経営管理委員会に相当)の監事の4分の1以下。

資料 DGRV(2006)、小楠(2003)

回らないということである。

また、ドイツの協同組合のトップガバナンスは原則理事会と監事会の二層型であり、理事会が業務を執行し、監事会が理事会の業務執行を監督する。このうち監事会の監事は組合員であるが、投資組合員である監事は監事全体の人数の4分の1を超えてはならない。

EU内の複数の国にまたがって活動する協同組合についての法律である欧州協同組合法が03年に成立し、06年から同法に基づく組合設立が可能になっている。これに対する競争力の確保が、ドイツ協同組合法改正の目的の一つである。欧州協同組合法には投資組合員に関する同様の規定(組合の商品およびサービスを利用または生産することが予想されない人を投資(非利用)組合員として定款で承認できる、投資組合員の議決権総数は25%を上回らない等)があり、ドイツにおける投資組合員制度の導入も欧州協同組合法を意識したものと考えられる。

b フランスの協同組合

共通法の投資組合員

フランスの協同組合を対象とする法律には、全協同組合を対象にした「1947年9月10日協同組合制度の地位を定める法律」(以下「協同組合共通法」という)と多くの種類別協同組合法がある。

フランスの協同組合共通

法における組合員は、組合の業務を利用あるいは労働を提供するコアの組合員のほかに、92年の改正によって新たな組合員が追加され、組合員は2種類となった。92年の改正で追加された協同組合共通法の第3条の2は、組合の業務を利用せず組合が労働を使用することもないが、協同組合の目的の実現のため資本の出資により寄与しようとする自然人または法人を、定款の定める条件により組合員(associe)として受け入れることができるとした。本稿では、この第3条の2による組合員を「投資組合員」と呼ぶ。

フランスの協同組合共通法における投資組合員もドイツの投資組合員と同様に総会における議決権を持つ。議決権は特別法に定めのない限り1人1票であるが、投資組合員の議決権総数は総会の総議決権の100分の35以下に制限されている。ただし、協同組合が投資組合員となっている場合には、協同組合以外の投資組合員の議決権総数が100分の35を超えない限りにおいて、

投資組合員の議決権総数の上限は100分の49となる。また、定款は投資組合員の所有できる出資金の上限額を定めることができる。

なお、ドイツの協同組合にみられた役員会における投資組合員の割合についての制限は協同組合共通法には規定されていない。

c フランスの農協法の準組合員

フランスの農協法は、組合員 (associé coopératueur) と準組合員 (associé non coopératueur) の2種類の組合員を定めている。正組合員は、農業者または林業者の資格を有する個人・法人、これと同等の機能を有する農業上の利益を有するもの、共同経営組織、農業協同組合と同一目的の農業者が組織する諸団体であり、準組合員は、正組合員であったもの、農協とその周辺組織の勤務者、正組合員資格は有しない農業関連組織、農業会議所、農業共済保険等である。準組合員は、投資組合員とは異なり、正組合員資格を持つ農業者や農業団体の周辺の個人・団体に限定されている。

準組合員の議決権は、定款で定める条件にしたがって加重することが可能であり、かつ次のような上限が設定されている。まず、準組合員全体で総会における議決権の5分の1を超えて所有できない。また、個々の準組合員は議決権の100分の10を超えて行使することはできない。

農協のトップガバナンスは単層型(理事会)と二層型(執行管理委員会 執行役員会)

を選択できるが、準組合員が組合員となっている場合には、準組合員の代表者が、理事会または執行管理委員会に参加していなければならない。これらの機関の構成員は正組合員を構成員とする分会(コレジュ)と準組合員を構成員とする分会(コレジュ)のそれぞれにおいて選出し、定員の最高3分の1が準組合員の分会(コレジュ)に割り当てられる。

なお、フランスの農協法では、投資組合員を規定した協同組合共通法第3条の2を適用することができず、投資組合員または組合員でない第三者が取得できる無議決権利益優先配当出資を定款で規定できるとした同法の第11条の2も適用しないとしている。後者は、その金銭上の特典が3連続事業年度にわたり支払われない場合に、その保有者が100分の35の限度内に議決権を取得するものである。以上の規定によって、農協法は正組合員と準組合員のみを組合員とし、またこれらに議決権を限定している。

(2) マルチステークホルダー型協同組合における意思決定の仕組み

次にマルチステークホルダー型協同組合における意思決定の仕組みについて紹介する。

欧州の協同組合セクターでは80年代以降、地域社会のなかで公益的サービスを担う社会的協同組合が現れ始め、イタリア、スペイン、フランスなどでその新しい形態(注5)に対応する法制化がなされている。社会的

協同組合は、利用者、生産者、従業員、ボランティアなどの様々な種類の組合員を有するマルチステークホルダー型協同組合として組織されることが多い。

マルチステークホルダー型協同組合は多種類の組合員を意思決定に参加させるため、民主的である反面、意見の調整のためのコストは増大する可能性がある。このため、ミュンクナーは、異なるステークホルダー間の利害の調整や衝突の解決のために、それぞれの投票権や統治機関の代表者についての合理的で許容可能な分配を認め^(注6)る特別な規則が必要であるという。

ここでは、マルチステークホルダー型協同組合であるフランスの社会的共通益協同組合（以下「SCIC」という）の意思決定の仕組みを紹介する。SCICは協同組合共通法の01年改正により誕生した新しい協同組合の形態である。SCICの意思決定の仕組みには、ミュンクナーの指摘する異なるステークホルダー間での投票権や統治機関の代表者についての分配規則が含まれている。

a SCICの概要

SCICの目的は、社会的利益にかなう社会的有用性を持つ商品やサービスの生産・供給である。

SCICの特徴は、第1に、その目的の通り、社会的利益をもたらすための組織ということである。このことに対応して、社会的目的に合致した業務を行い、非組合員にも商品・サービスの利用を全面的に

開放、多種類の組合員を有する、多種類の組合員の利害調整や意思決定のためのガバナンスの仕組み（コレジュー：詳細は後述）を採用できる。

第2の特徴は、協同組合的精神を持つことである。このことに対応して、組合員への利潤の分配は一定の範囲まででそれ以外は運営費となる、1人1票を原則とする、という協同組合としての特徴を持っている。

第3の特徴は、一般企業としての機能を持つ組織ということである。このために、法的なステイタスは、変動資本制の株式会社または有限会社となっている。

b 組合員の種類

SCICは多種類の組合員によって構成されることが義務付けられている。協同組合共通法に示されている組合員の種類は、労働者、利用者、ボランティア、公共団体、その他、である。このうち労働者と利用者は必ず含まなければならない、さらにもう一つのタイプを含む最低3種類の組合員が必要である。個々のSCICにおいては組合員の類型を、協同組合共通法とは別に定款で規定する。

c コレジューによるガバナンス

多種類の組合員の利害を調整し意思決定を行うための仕組みとして注目されるのが、総会における分会（college 以下「コレジュー」という）によるガバナンスである。

総会における投票方法には2種類あり、

一つは組合員による1人1票，もう一つがコレジユによる投票で，各組合はどちらかを選択できる。

コレジユは総会での投票のために作られる組合員のグループであり，コレジユによる投票を選択した場合には総会で各コレジユが割り当てられた議決権により投票する。コレジユのグループ分けは組合員の種類，地理的連帯，活動段階，プロジェクト等何らかの共通項に基づいて行われ，そのグループ分けは協同組合共通法に示されている組合員種類や定款で規定する組合員の類型に縛られる必要はない。コレジユの数は最低3つから最高10まで作ることができ，一つ一つのコレジユの議決権数は10%から50%の間となっている。

各コレジユの性格，そこに含まれる組合員および議決権数は，定款で規定し，その定款の策定にあたっては，総会において1人1票の投票が行われる。

このように，多種類の組合員のグループ化や，各グループの議決権へのウェイト付けは，総会による1人1票の投票で決定する。このことにより，個別組合の目的や状況に応じた多種類の組合員の意見調整と意思決定を行うことが可能になっている。

d エネルコープ

次に，06年10月に聞き取り調査を実施した，エネルコープとオクラという2つのSCICについて，コレジユを通じたガバナンスの具体例を紹介する。

エネルコープは再生可能エネルギーの提

供を目的とするSCICで，生産者から再生可能エネルギーを購入し，消費者に売却することを業務とする（エネルギーの配送は送電会社の設備を利用する）。有給の従業員は3名，組合員数は116名である。法的ステイタスは株式会社。

定款に示されている組合員の種類は，有給の従業員，エネルギーの消費者，専門的でないエネルギーの生産者（収入に占めるエネルギー関連所得50%未満），専門的エネルギー生産者（同50%以上），自然人，民間または混合経済の法人，地方公共団体，地方送電会社である。

総会の議決方法は，コレジユによる議決を選択しており，定款には6つのコレジユが規定されている。各コレジユは，基本的に組合員の種類に対応しており，従業員，消費者，生産者，プロジェクト運営者（創業者や理事等），パートナー（組合員種類のうち「自然人，民間または混合経済の法人」に対応），地方公共団体と地方送電会社，となっている。各コレジユに割り当てられた組合員数，議決権，取締役数は第5表のとおりであるが，プロジェクト運営者の議決権数や取締役数の割合が高いことが印象的である。

定款は20名の創立者が作成し，設立総会では，コレジユの内容を含む定款について，組合員が1人1票で投票し決定した。第2回の総会では，定款に基づきコレジユによる議決を行った。総会の開催前に，各コレジユの総会を開催し，そこで組合員が1人1票の投票を行い，総会の各議案に対する

第5表 エネルコープのコレジュ

コレジュの種類	所属組合員数	総会議決権	取締役数 (最低～最高)
従業員	3	10%	1
再生可能エネルギーの消費者	11	15%	1～2
再生可能エネルギーの生産者	6	15%	1～2
プロジェクト運営者	19	40%	3～5
パートナー(市民団体等の賛同者)	77	10%	1
地方公共団体と地方送電会社	0	10%	1～2

資料 定款およびエネルコープ資料
 (注) 06年6月の本資料調査時点で地方公共団体と配送地方会社の組合員がいなかったため、10%の議決権は他のコレジュに議決権割合に応じて配布された。

反対か賛成かをコレジュのなかでの多数決で決定した。総会では、各コレジュの投票にウェイト付けをしたうえで集計が行われた。

なお第2回総会での理事選挙では、11名の定員に対して20名が立候補したが、組合員は総会に出席し、コレジュにより色が異なる投票用紙に自分の属するコレジュの代表者以外も含め全部で定員の11名を選択して投票を行った。集計にあたっては各コレジュにウェイト付けをして合計し、理事を選出した。

e オクラ

オクラは、伝統的な顔料である黄土の精製工場跡地を利用して、黄土精製方法の説明、工場跡地の見学案内、顔料関係商品の販売や関係

するイベント等を行うSCICである。94年にアソシエーションとして設立され、05年にSCICに転換した。黄土等の顔料、色原料の活用や技術などの能力を管理し発展させることを目的とし、また多様なセクターの協力で黄土の活用や専門家を助成し保護することにより地域の資源を発展させることを、活動がもたら

す社会的利益としている。有給の従業員は14～18名、組合員は約150名である。法的ステイタスは株式会社である。

コレジュによる総会の議決を選択しており、コレジュには、活動分野別の3つのコレジュと、3つの活動を運営する経営のグループのコレジュがある。各コレジュには様々な種類の組合員が混在しており、従業員も活動分野によってコレジュに所属している。各コレジュに割り当てられた組合員数、議決権、取締役数は第6表のとおりである。

総会では、コレジュごとに部屋に入り、組合員が議案に1人1票で投票し、多数決

第6表 オクラのコレジュ

コレジュの種類(テーマ:活動領域)	所属組合員の例	所属組合員数	総会議決権	取締役数
文化遺産と地域 : 建物管理や見学者対応等にかかる活動	従業員(受付), 村の住民, 観光局	80	20%	3
色の資源と材料 : 顔料の生産・販売	従業員	25	20%	3
色の実践と研究 : 顔料の研究・芸術活動	科学者, 建築家, 小説家, 教師	25	20%	3
企業文化の運営と発展 : 経営	創立者, 取締役	25	40%	6

資料 定款およびオクラ資料から筆者作成

でそれぞれのコレジユが賛成か反対かを決定する。それに各コレジユの議決権ウェイトをかけて足し合わせたものを全体の議決としている。

(注5) 重頭(2006)による。

(注6) Münkner(2004)

むすび

正組合員中心のフォーマルな意思決定についての課題として、准組合員の意思決定への参加と、多様な組合員に対応する意思決定の仕組みを挙げた。

この課題に対応する日本の農協と独仏の協同組合の事例を、組合の目的との関係、民主的運営、効率性の3つの視点を踏まえてまとめることで、むすびとしたい。

日本の農協では前述のように多様な意思反映ルートが工夫されており、まず、総会(総代会)や集落座談会、利用者組織等への出席による准組合員の意思決定への参加は、「非農業者支配の排除」と、准組合員も含め多くの組合員が意思決定に参加することによる民主的運営との2つの要請を満たすものといえるだろう。

また、多様な組合員組織による意思決定や意思反映は、多様な組合員が意思決定に参加するという点で民主的であり、また共通の利害を持つグループごとに意思決定を行っている点で効率的である。

これらが、独仏の協同組合の事例と異なっているのは、組合の最高意思決定機関である総会(総代会)での意思決定には正組

合員のみが参加することである。異なるグループ間の利害調整も含め組合全体としての最終的な意思決定は正組合員が行うということである。

独仏の協同組合の事例では、まず、コアの組合員以外の組合員が、最高意思決定機関である総会での意思決定に参加しており、また代表を選出して役員会に送っている。ただし、議決権に上限があり、また役員となる代表者も一定割合までに制限している。これらは、民主的な運営ということと、組合の目的の主たる対象であるコアの組合員中心のガバナンスを確保する、という2つの要請にかなった仕組みである。

また、SCICというマルチステークホルダー型協同組合の事例を紹介したが、ここでも最高意思決定機関である総会での意思決定に、多様な組合員がどのように参加するかが工夫されている。

ここで注目されるのは、第1に、コレジユというグループ化によって、共通の利害関係を持つグループごとに意思決定を行うことで、グループ内の意見調整のコストが小さくなっていることである。

第2に、グループごとのウェイト付けをあらかじめ行っていることであり、これにより各総会における意見調整のコストはゼロとなっている。また各グループの議決権ウェイトを最小で10%、最大で50%とすることによって、ウェイトの小さいグループの意見を尊重することができる仕組みとなっている。

第3に、こうした仕組みを定款で決める

ことによって、目的も含めた個別組合の状況にふさわしい意思決定方法を組合員自らが規定することができる。また、その定款を議決する際には1人1票の多数決によっている。

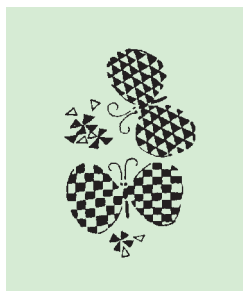
日本の農協においても、組合員の変化、多様化を踏まえた最もふさわしい意思決定の仕組みが必要である。すでに、現行農協法の枠のなかで、多様な意思決定や意思反映のルートが工夫されているが、さらに、その枠を超えて意思決定のあり方を検討する際には、このような独仏の協同組合の事例が一つの参考となろう。

<参考文献>

- ・内田多喜生(2006)「2005年農林業センサスにみる農業集落の現状と課題について」『調査と情報』5月
- ・小楠湊(2001)「フランスの協同組合と組合金融の法的構造 農協とCredit Agricoleを中心に」総研レポート12調一No.9

- ・小楠湊(2003)「ドイツ協同組合と組合金融の法的構造 協同組合銀行の組織と業務」総研レポート14調一No.9
- ・斉藤由理子(2003)「農協の組合員、地域住民の意思反映システム」『農林金融』8月
- ・斉藤由理子(2006)「独仏協同組合の組合員制度」『農林金融』3月
- ・重頭ユカリ(2006)「第5章 2 欧州における協同組合の位置付けと新しい動き」『日本の農業・地域社会における農協の役割と将来展望 最近の農協批判に就いて』総研レポート18調一No.3, pp.103~114
- ・島村博(2001)「現代フランスの協同組合法Note」『協同の発見』第114号
- ・DGRV(2006)“Novellierung des Genossenschaftsgesetzes”
- ・Münkner, Hans-H(2004) Multi-stakeholder co-operatives and their legal framework; Trends and challenges for Co-operatives and Social Enterprises in developed and transition countries, edited by Carlo Borzaga and Roger Spear, PP.49-81, Trento: FONDAZIONE CARIPILO

(主任研究員 斉藤由理子・さいとうゆりこ)



イタリアの信用協同組合銀行(BCC)

組合員制度の変更と現在の状況

〔要 旨〕

- 1 19世紀末のイタリアの農村部では高利貸しがはびこっていたが、小規模な農業者たちが自助の精神を喚起することによって自身の地位を向上させようとする取組みとして、1883年に初の農村金庫が設立された。
- 2 1937年に特別法として農村・手工業統一法典が制定された。これにより信用を供与する対象が職人にも拡大され、名称も農村・手工業金庫に変更された。同法のもとでは、組合員数の80%は農民あるいは職人、または両方を兼ねる者で、金庫の所在する自治体に居住、あるいは自己の主要な経済活動を遂行する者でなければならなかった。また、非組合員への融資は25%を超えてはならないと定められていた。
- 3 1989年にEC閣僚理事会で採択された第二次銀行指令に沿って、銀行に課せられていた業務や出店の制限を撤廃するため、93年に銀行法が改正された。改正銀行法では、業務エリアに居住したり働いたり継続的な活動を行ったりしている人であれば、職業に関係なく組合員になることが可能になり、農村・手工業金庫は信用協同組合銀行(BCC)となった。BCCは、「主に」組合員に対して信用供与を行うと定められているが、これは、融資の50%超を組合員向けに行うことをさす。現在439のBCCは、すべてこの基準を満たしている。
- 4 ヒアリングによれば、組合員制度の変更に対して従来の組合員から特に不満はなく、地域住民からも歓迎されたという。それには、地域に密着した銀行という性格をつとめて維持したことが功を奏しているようである。むしろ、BCCサイドでは、商業銀行が農村に進出してきて顧客を奪われることを懸念していたが、結果的にBCCは国内銀行最多の店舗ネットワークを生かして組合員数を大幅に増やしている。BCCでは、99年に策定した価値憲章においても、地域発展への貢献、協同組合原則と自らの社会的責任を明示しており、地域のための金融機関という姿勢をはっきりと打ち出している。
- 5 しかし、地域密着路線で成長を続けているBCCにも、いくつかの課題がある。それは、主な収入は預貸金利ざやによるものであり手数料収入等に収益の多角化が進んでいないこと、他の銀行に比べて業務コストが高いうえに増加度合いが大きいこと、立地基盤が国内の北部に偏っていること等である。

目次

はじめに

1 歴史的展開

2 BCCのシステム

(1) 単協

(2) 連合会

(3) イックレア・グループ

(4) コンフコーペラティブ

(5) トレント県とボルツァーノ県

3 組合員制度の変更

(1) 背景

(2) 農村・手工業統一法典による規定

(3) 新しい銀行法

(4) 民法の改正と税制優遇措置

(5) 組合員制度変更の影響

4 BCCの現状

(1) データ

(2) 地域分布

(3) 単協の事例

(4) BCCの社会貢献への取り組み

おわりに

はじめに

ヨーロッパの協同組合銀行の動向については本誌でもたびたび紹介しているが、イタリアにも信用協同組合銀行（Banche di Credito Cooperativo，以下「BCC」という）という協同組合銀行がある。BCCは、1993年の銀行法の改正により、農業者と手工業者のための銀行から地域住民全体の銀行となり、名称も変更された。^(注1)本稿では、BCCのシステムや現況を紹介しつつ、組合員制度の変更がどのように行われ、どのような影響をもたらしたかをとりあげてみたい。

(注1) 後述するようにもとの名称を利用している地域も存在する。

1 歴史的展開

イタリアで最初の農村金庫は、ウォレンボルグによって、1883年にパドヴァに近い

彼の故郷ロレッジャに設立された。^(注2)ウォレンボルグは、貧農のための貸付組合の創始者である、ドイツのライフアイゼンの思想に大きな影響を受けていた。当時のイタリアではドイツと同様、農村では高利貸しがはびこっており、小規模農業者たちが農業のために投資しようにも資金を手にすることは非常に困難だった。これに対して農村金庫は、「貧しい農民に対し、慈善に頼らず自助の精神を喚起することによって、彼ら自身の地位を向上させようとするもの」であった。^(注3)その後、ヴェネトやフリウリといった北部を中心に農村金庫の設立が広がり、1887年には34の金庫が存在した。

ウォレンボルグが最初の農村金庫を設立した時、イタリア国内には既に250の庶民銀行が存在していた。庶民銀行は、ドイツのシュルツェに影響を受けたルツァッティが、1864年に初めて設立したもので、組合員の1人1票制で意思決定を行う協同組合銀行である。両者の主な違いは、庶民銀

行は主に都市において、より大きな地域を基盤として設立され、組合の資本形成のために組合員は多額の出資を行うことが求められた。一方、農村金庫は、組合員相互が顔見知りであるような小さな地域の中で組成され、組合員は出資しないが、無限責任を負った。

ウォレンボルグが農村金庫を設立するにあたっては、地域の聖職者の支援を得ることもあったが、思想的には「中立」であった。しかし、1890年に聖職者チェルッティにより初めてカトリック系の農村金庫が設立されると、農村金庫はカトリックの運動と結びついて急速に発展した。組合員相互の結びつきを強化するため、そして無限責任に対する追加的な保証として、組合員になるには、カトリックコミュニティのメンバーの農民であることが条件となるようになった。1915年には2,594の農村金庫が存在したが、およそ8割はカトリック系であった。

1920年代初頭に農村金庫の数は3,000を超えたが、その後、ファシスト政権によって農村金庫の発展は阻害され、数も大幅に減少した。同時に、カトリックの影響力も薄められた。^(注4)

1930年代の世界的な不況のなかで、金融の安定性を確保するため36年には銀行法が制定された。農村金庫については、翌37年に特別法として農村・手工業統一法典（Testo Unico delle Casse Rurali ed Artigiane）が制定された。同法により、信用を供与する対象は農業者だけでなく職人

にまで拡大され、名称も農村・手工業金庫^(注5)（Casse Rurali ed Artigiane）となった。

フランスやドイツとは異なり、イタリアでは連合会組織がなかなか発展しなかった。^(注6)農村金庫は地域ごとの特性を重視する傾向が強く、連合会ができても局地的なものにとどまった。現在の全国連合会フェデルカッセは1905年に設立され、その後いったん解散し、1950年に再び設立された。

なお、ドイツのライフアイゼン信用協同組合では、創設の数年後から銀行業務のほかに商品購買を兼営するようになり、現在でも信用協同組合の一部は購買販売事業を兼営している。^(注7)一方イタリアにおいては、農業者は販売や購買に関しては、別途専門の農業協同組合に加盟するのが一般的であり、現在兼営で事業を行っている組合はない。

（注2）この項では、Leonardi（2006）を参考にした。

（注3）家の光ネット 協同組人物略伝
http://www.ienohikari.net/data/kjinryaku/kjinryaku_kokugai_2.htm

（注4）Galassi（2001，7頁）

（注5）名称については様々な訳し方があるようだが、Ruraliは村落よりはもう少し広域の農業エリア、Artigianeは手工業生産という意味をもつと教えられたため、ここではこのように訳した。

（注6）Galassi（2001，6頁）

（注7）斉藤（2006）によると、兼営組合の割合は年々低下しており、04年には19%であった。

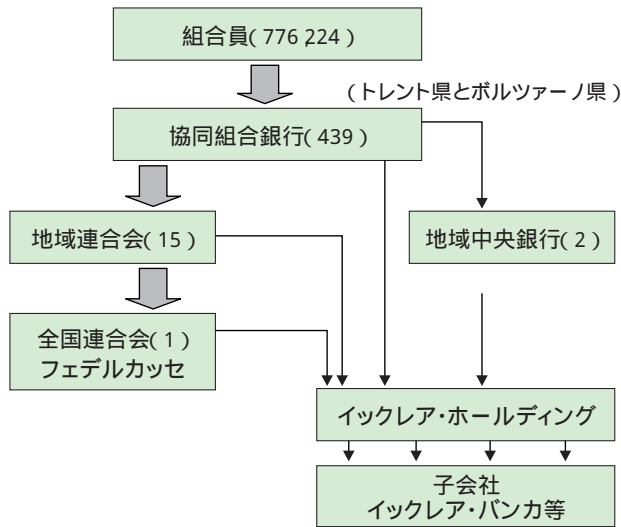
2 BCCのシステム

(1) 単協

2005年末時点で、イタリア国内には439のBCCが存在している（第1図）。

BCCの組合員数は、全国で77万6,224人

第1図 イタリア信用協同組合銀行のシステム



資料 筆者作成

で、1組合平均の組合員数は1,768人である。日本の農協の1組合平均の正組合員数が5,537人(04事業年度末)であることを考えると、かなり規模が小さい。こうした規模の小ささを補うため、BCCは全国的なネットワークを作って、政治的、経済的な力を発揮している。

(2) 連合会

BCCの政治的機能を発揮するのが連合会であり、単協の代表、調整、振興、技術的な支援、監査を行っている。地域レベルの連合会は15存在するが、このうちの9つは州レベルで、4つは州をまたがって、2つは県レベルで組織化されている。

これらの地域レベルの連合会はすべて、フェデルカッセと呼ばれる全国連合会に加盟している。フェデルカッセは、BCC全体の戦略、政策ガイドラインの決定、イタリア銀行との調整、システム開発の計画と調

整、単協に対する監査、労働組合との交渉、従業員の年金基金の管理・運営、預金保険制度の運営、業界団体活動、対外関係、コミュニケーション、法律・税務にかかる技術的な支援、調査・統計、単協のデータベースの管理(イタリア銀行に各BCCが提出する以上に詳しいデータの作成)等の業務を行っている。

(3) イックレア・グループ

経済的な面で単協を補完するのはイックレア・ホールディングで、各BCC、フェデルカッセ、地域レベルの連合会、トレント県とボルツァーノ県の中央銀行の出資により設立された。イックレア・ホールディングが出資する子会社には、BCCの中央銀行であるイックレア・バンカのほか、リース会社、投資信託会社、保険会社等がある。イックレア・バンカは、BCCの流動性の管理、決済サービス、証券仲介サービスを提供する。また、保険子会社やリース子会社の商品はBCCを通じて、顧客に提供される。

(4) コンフコーラティブ

イタリアでは、生協、農協等さまざまなタイプの協同組合のほとんどは、以下の4つの全国連合組織に加盟している。全国協同組合共済連盟(通称レガコープ)、イタリア協同組合同盟(通称コンフコーラティブ)、イタリア協同組合総連合会(AGCI)、イタリア協同組合全国連合(Unci)。BCCの全国連合会であるフェデルカッセが加盟するコンフコーラティブ

は、1919年にカトリック教徒が、共産党系のレガコープから独立して組織化されたものである。

また、すべての協同組合は、92年59号法により、年間利益の3%を上記の全国連合組織が運営する相互扶助基金に拠出することが求められている。^(注8)この基金は、協同組合運動の振興のため、新たな協同組合設立や、既存の協同組合のさらなる発展のための融資等に利用される。各BCCは、コンフコーペラティブが運営する相互扶助基金(Fondo Sviluppo)に、拠出を行っている。

(注8) いずれの全国連合組織にも加盟していない協同組合は、労働省の運営するファンドに拠出を行う。

(5) トレント県とボルツァーノ県

ここで、BCCの全国的なシステムの例外である、トレンティーノ＝アルト・アディジェ自治州について簡単に触れておきたい。同州は、イタリアの北端に位置し、かつては隣接するオーストリアに帰属していたことから、現在もドイツ語を母語とする人口が一定数存在している。同州は自治州の一つで、トレント自治県(人口50.4万人)とボルツァーノ自治県(同48.5万人)から成る。

歴史的、文化的、政治的な背景から、両県は様々な面で大きな自治権を持っており、BCCのシステムも他の地域とは異なる。例えば94年以降もトレント県では農村金庫(Cassa Rurale)、ボルツァーノ県ではライフアイゼン金庫(Cassa Raiffeisen)という伝統的な名称を引き続き利用している。ま

た、両県には独自の中央銀行があり、前述のイックレア・バンカにかわり、県内の単協の流動性の管理や決済サービスの提供等を行っている。さらに相互扶助基金についても、両県では県内で独自の基金が設けられ、農村金庫、ライフアイゼン金庫を含む県内の協同組合はそちらに拠出している。

3 組合員制度の変更

以上、信用協同組合銀行(BCC)の成り立ちと概要をみてきたが、以下では93年の銀行法改正による組合員制度の変更をとりあげたい。

(1) 背景

フェデルカッセに対するヒアリングでは、組合員制度変更の直接的な背景として、1989年にEC閣僚理事会で採択された第二次銀行指令が挙げられた。

90年代初頭まで、イタリアでは、銀行の業務や店舗の出店に対する規制が非常に厳しかった。ユニバーサルバンクは存在せず、銀行は短期金融と中長期金融を行うものに分離され、独自の法的ステータスに分類されていた。また、銀行の総資産の70%は、事実上公的なコントロールを受ける銀行によって占められていた。^(注9)

しかし第二次銀行指令は、EC域内の銀行の最低資本金は500万ECUとすること、EC単一銀行免許制の導入、域内の銀行はユニバーサル・バンキングが可能、を主な内容としており、これに沿って、各国^(注10)

で国内の銀行法を改正する必要が生じたのである。

イタリアでは、90年のアマート法により公的な銀行の株式会社化が可能になった。続いて93年には銀行法が改正され、94年から施行された。これにより銀行の民営化が推進され、銀行に課せられていた業務や地域の制限が撤廃されたのである。

(注9) Vinceroほか(2006, 3頁)

(注10) 相沢(1990, 17頁)

(2) 農村・手工業統一法典による規定

1937年の農村・手工業統一法典のもとでは、農村・手工業金庫の主要な目的は、零細な農家および職人に信用を供与することであった。^(注11) 組合員数は100人超で、その80%は農民あるいは職人、または両方を兼ねる者で、金庫の所在する自治体に居住、あるいは自己の主要な経済活動を遂行する者でなければならない。また、非組合員への融資は25%を超えてはならないと定められていた。

金庫は、無限責任あるいは有限責任の形態で設立することが可能であったが、有限責任を選択する場合は、株式会社形態で設立し、出資の名目価格の10倍までの責任を負う。^(注12)

利益の半分以上は正規準備金の増額にあてなければならず、その残りを組合員の間で分配したり、慈善目的のために積み立てたり、特別準備金にあてることができる。定款およびその変更はイタリア銀行の承認を必要とする。

(注11) この項は、相沢、平川(1996)を参考にした。

(注12) Zedda(2005, 6頁)

(3) 新しい銀行法

1993年に改正された銀行法では、すべての銀行は株式会社か協同組合のいずれかに分類されることとなった。協同組合銀行については、第5章で庶民銀行と信用協同組合銀行に分けて規定されている。信用協同組合銀行に関しては、33条~37条で、一般規定、組合員、オペレーション、合併、利益についての定められている。

これによると、BCCは有限責任の協同組合であり、組合員数は200人を下回ってはならない。組合員になるためには、BCCの業務エリアに居住したり働いたり継続的な活動を行ったりしていることが必要である。各組合員は1口以上の出資をもつことができるが、その名目価格は5万ユーロを上回ってはいけない。出資数にかかわらず、総会での投票権は1人1票である。

新しい銀行法のもとでは、銀行はユニバーサルバンクとして業務を行うことが可能になった。出店に関する規制も撤廃されたが、BCCについては地域性が重視され、特定のエリア内で営業することが求められている。ただし、管内に隣接する地域に出店することは可能である。

BCCは、「主に」組合員に対して信用供与を行うと定められている。これは、融資の50%超を組合員向けに行うということで、具体的には、

組合員向けのリスクアセット+リスクウェイト0%のリスクアセット
リスクアセット合計

が50%を上回らなければならない。^(注13)

また、BCCは年間の純利益の70%以上を法定準備金に積み立てることが求められている。庶民銀行に関しては、組合員に対する信用供与についての規定がなく、法定準備金への積み立ては年間純利益の最低10%とされている。

(注13) 現在はパーゼル ベースで計算。

(4) 民法の改正と税制優遇措置

イタリアでは、共和国憲法第45条において「共和国は、相互扶助目的を有し、私的投機の目的を持たない協同組合の社会的役割を認める」とともに、法が「より適切な手段によってその増加を促進し、援助し、適当な監督によってその性格と目的を保証」^(注14)している。協同組合については、民法、商法、労働法を包含するイタリア民法典で規定されている。民法及びバゼービ法、92年59号法に規定されている要件を満たした協同組合には、税制上の優遇が与えられて^(注15)いる。

しかし、03年の民法の大改正(04年施行)で、協同組合は組合員間の相互扶助を事業の主体とするかどうかの選択を行い、定款に明示することが求められ、税制優遇を受けられるのは、相互扶助を主体とする組合^(注16)のみとなった。この背景には、ベルルスコーニ政権は経済活動を行うのは資本に基づく企業であるとの信念に基づいて、協同組合は小規模の相互扶助組織であるべき^(注17)という考え方があった。

2513条で相互扶助を主体とする組合の基

準は、「組合員に対する商品の販売・サービスの供給による利益が全利益の50%を上回ること」とされており、「労働者協同組合の場合には組合員の供給する労働コストが50%を上回るといふこと」^(注18)になる。BCCの場合は、民法の改正に先立ち93年の銀行法で組合員向けの融資が50%を上回ることが定められているのは先にみたとおりである。BCCを含め、協同組合は、決算等の書類でこの基準を満たしていることを明示することが求められている。

また、2514条では相互扶助を主とする協同組合の条件として、配当制限、協同組合の事業中及び解散時における積立金分配の禁止を定款で定めなければいけないとしている。

フェデルカッセによれば、すべてのBCCは、定められた基準を満たし、相互扶助の協同組合として認定されているという。

(注14) 菅野(1996, 196頁)

(注15) Higher Council for Co-operation(2000)によると、配当に関する制限や資産の不分割性という制約があるために、協同組合は直接税に関しても、間接税に関しても特別な規定が適用される。

(注16) 栗本(2003, 28頁)

(注17) イエンゴ(2004)によれば、相互扶助を主体としない協同組合も以下の租税上の利益を受けられる。協同組合が選択して、法定積立金(剰余の30%)に繰り入れた剰余は非課税、組合員が組合資本への出資を増加させることに向ける償還部分についての租税優遇措置、組合債への利子に関する租税制度の維持。

(注18) 吉田(2004, 41頁)

(5) 組合員制度変更の影響

上述のとおり、93年の銀行法の改正により、BCCの組合員制度は大きく変更された

のだが、その影響について06年10月にフェデルカッセでヒアリングを行った。

それによると、もともとの組合員であった農業者、手工業者は、組合員を地域住民全体に拡大することについて特に反対しなかったという。イタリアにおいても、農業者の数が年々減少し、総人口に占める農林水産業就業人口の割合は、1970年の7.2%から80年には5.1%、90年には3.4%へと低下していた^(注19)。組合員のなかには、農業者と手工業者だけの銀行であるよりも、地域全体の銀行になる方がよいという考え方もあったようである。

法改正以前から一定の限度内では非組合員との取引も可能であったため、新しく組合員になった人への貸出の審査に支障をきたすことはなかったという。現在、理事に選出される人の職業はそれぞれの地域によって異なり、農村部ではやはり農業者が多いが、工業地域では中小事業主が選出されることも多い。こうした状況からは、ある程度非組合員との取引実績があったところへ、地域住民なら誰もが組合員になれるように法改正されたとみることもできよう。

またフェデルカッセでは、制度変更の前後で、従来の組合員の金融サービスへのアクセスに変化が生じたわけではないため、不満が生じなかったと見ている。組合員とBCCの間の距離が遠くなることはなかったのかという質問に対しては、むしろ合併の影響の方を重視しているように見受けられた。BCCの数は、合併により90年の715から05年には439に減少しているが、ここ数

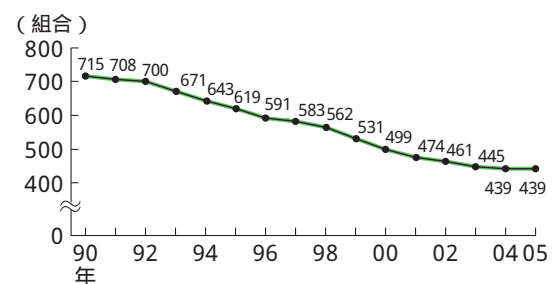
年は減少幅が縮小し04年から05年では変化していない(第2図)。これは、地域に根ざした銀行という性格を維持するため、BCC間の合併を進めることをやめたからとのことである。

一方、BCCサイドでは、銀行法の改正で出店規制が撤廃されるため、大手の商業銀行が農村部に出店し、利用者が奪われることを懸念していたという。しかし、結果的にその懸念は杞憂に終わり、BCCの店舗シェアは年々高まり、組合員数も増大している。店舗数は、90年の1,792店から05年には3,617店へと倍増し、シェアは10.1%から11.2%へ上昇した。また、組合員数は、99年の55万5,247人から05年には77万6,244人へと22万人も増加した。

店舗の増加は、もともとBCCが存在していなかった都市部で主に増えているが、農村部でも削減はせず、組合員や顧客と触れ合うための窓口は残したまま、バックオフィス業務やIT投資を地域や全国レベルで統一して合理化するという戦略をとっているという。

前述のとおり、非組合員との取引に関し

第2図 BCC(単協)の数の推移



資料 Messori(2001)、イタリア銀行アニュアルレポートから作成

ては貸出金の50%以下という規定はあるものの、組合員にならなくても預金や貸出の利用は可能である。個別のBCCによっては、組合員に対して預金金利の上乗せなどの特典を設けるケースもあるが、通常、組合員は組合の意思決定に参加できる以外の違いはない。そのような状況において、数年の間に組合員数がこれほど増大していることは非常に興味深い。フェデルカッセでは、組合員資格の変更は地域住民からも歓迎されたとしているが、このような組合員数の増加がそれを裏付けているとみられる。

他方、銀行法の改正後、想定していなかった課題も生じたようである。BCCの場合は、他の銀行と異なり営業エリアの限定はあるが、隣接する市町村には出店できるため、店舗の重複が生じるようになった。つまり、一部の地域ではBCC同士で競争が生じるようになってきている。

また、もともとはトレント県内の単協のための中央銀行を、隣接する県の単協が、イックレア・バンカにかわって利用するケースがでてきている。

フェデルカッセとしては、自由な競争は法律上認められていることなので、特にこれに対応することはしていない。しかし内部で競合することは避けたいので、なるべく各地域の連合組織で調整するようにしているとのことである。

(注19) 農林水産省「海外農業情報 イタリアの農業概要」

http://www.maff.go.jp/kaigai/gaikyo/z_07italy.htm

4 BCCの現状

(1) データ

ここで05年12月末時点のデータによって、BCCの現状をまとめておきたい。単協の数は439組合、支店数は国内銀行最多の3,617店を持ち、銀行全体の約11.2%を占める。組合員数は77万6,244人と前年から6.4%増加した。借入者の数は146万3,584人、職員数は2万6,850人である。貯金残高は1,027億ユーロ(シェア8.4%)、貸出金残高848億ユーロ(シェア6.6%)、総資産は1,264億ユーロであった。

(2) 地域分布

農村金庫は北部で発祥し、北部中心に発展してきたことから、現在でもBCCの数には地域的な偏りがある。66.9%のBCCが北部、18.1%が中部、15.0%が南部に存在する。

また、3,617の店舗のうち70%以上が人口1万5,000人未満の小さなコムーネ(市町村に相当する自治体)に存在している。そして75%以上の支店が、1人当たりの所得が全国平均よりも高い県に存在している。

BCCの店舗は、イタリアの全コムーネの60%近くに相当する4,000以上のコムーネに存在する。また、531のコムーネでは、BCC以外の銀行が存在しない。^(注20)

上記のデータからみると、歴史的な経緯から、BCCは現在でも小さなコムーネに多いが、経済的には比較的富裕な北部に多い

ことから、利用者の平均所得も全国平均よりは高いとみられる。

(注20) この数値のみ05年9月末。データは2005 Report and Financial Statement of ICCREA Banca SpA, フェデルカッセのプレゼンテーション資料から引用した。

(3) 単協の事例

ここで、BCCの具体的な姿を知るために、筆者が05年9月に訪問したラッギ谷農村金庫(Cassa Rurale della Valle dei Laghi)を紹介したい。この組合は、トレント独立自治県に立地しているため、BCCではなく農村金庫の名称を引き続き用いている。

ラッギ谷農村金庫は、1999年5月に5つの単協が合併して誕生した。合併前の4つの金庫のうち、最古のものは1896年に設立された。

同金庫の本店は、トレント県中心部のトレント市から車で30分ぐらいのパデルニョーネという山間のコムーネにある。パデルニョーネは、管内の7つのコムーネのなかで最も小さく、住民数は約400人である。同金庫は、7つのコムーネのいわゆる指定金融機関である。管内の人口は合計約9,000人であるが、顧客数は約1万2,000人である。これは、隣接するトレント市にも支店をもち、その顧客がいるためである。

組合員は、04年末には3,390人であったが、約85%の組合員はトレント市に通勤している人である。その他、ガルダ湖周辺の観光に従事している人、専業の農業者、建設産業従事者、職人等が主な組合員である。専業農業者以外に、兼業で農業を行って

る人も多い。祖父の代から組合員という家も多く、一家に1人は組合員がいる計算である。

金庫の金融サービスを利用するうえで、組合員と非組合員の間で特に差はない。同金庫の場合には、組合員だけが利用できる預金口座を設けているが、特に金利の上乗せ等の優遇をしているわけではない。

現在の組合長は、30歳代半ばで、親から継いでワインやグラッパを製造している。合併の際に合併前の組合長は全員退き、若い人に任せようと現在の組合長が推薦され、選出された。組合長の話では、1人1票制によって意思決定を行う協同組合は、非常に民主的な経済組織であり、そこに参加する意義を見出しているという。

職員は54人で、本店のほかに13の支店がある。13支店のうち4支店では、週5営業日のうち3日だけ窓口を開いている。うち1支店では1日2時間、もう1つの支店では1日1時間10分だけ窓口の営業を行っている。

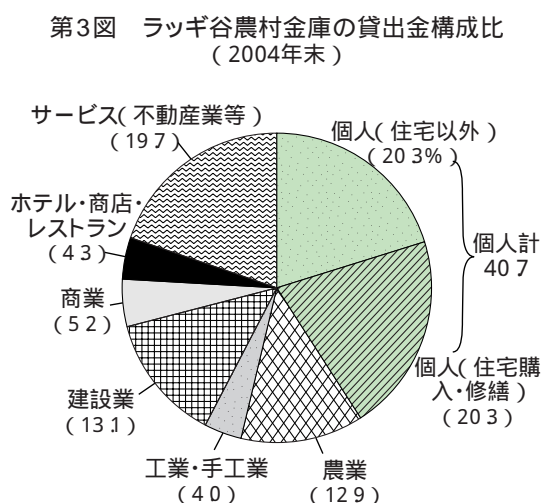
営業時間は短くとも細やかに支店を配置していることも奏功して、同金庫は管内で非常に高いシェアを獲得しているという。トレント県内の50農村金庫の04年末の平均シェアは、貯金で68.9%、貸出金で61.6%であるが、ラッギ谷農村金庫は、管内で8~9割の預金、貸出金シェアをもつ。

04年末の貯金残高は2億ユーロ(約314億円、1ユーロ157円で計算)、貸出金は1億8,500万ユーロ(約290億円)である。貸出金の内訳は、約4割が個人向け、次いで不

動産等へのサービス向け（19.7%）、農業向け（12.9%）が多い（第3図）。同金庫によれば、貸出相手のことをよく知っているため、貸倒の割合は非常に低い。そもそも審査で貸出が不可能となるケースは年に5件程度しかないという。また、組合員向けの貸出比率は、前述の公式にあてはめて算出すると61.77%であり、50%という基準を満たしている。この比率は、アニュアルレポートにも明示されている。

同金庫では、地域の発展に資すると思われる貸出に対しては金利をゼロにしたり、若者の創業支援活動などの独自の地域貢献活動を行っている。また、前述のとおりトレント県では県独自の相互扶助基金が設けられているが、同金庫は、04年には当期利益166万ユーロ（約2.6億円）の3%に相当する4万9,938ユーロ（784万円）を拠出した。

ラッグ谷農村金庫のあるトレント県は、経済的に豊かで失業等の問題がほとんどなく、銀行業以外でも協同組合の力が強い



資料 Cassa Rurale della Valle dei Laghi "Bilancio anno 2004"

め、同金庫は平均的なBCCよりも恵まれた環境にあると考えられる。しかし、支店を週に3日1時間ずつ営業するなど、地域金融機関として細やかなサービスに努めている様子がうかがわれる。

(4) BCCの社会貢献への取組み

BCCは、そもそも貧しい農民を高利貸しから守るために設立されたが、そうした精神は現在でも保持されているという。99年に策定した新しい価値憲章においても、地域発展への貢献を明示し、協同組合原則と自らの社会的責任を明確化させている。

さらに01年からは、通常の会計報告書では把握できない、定款の課題と目標の達成度合い（組合員の活動への参加状況、従業員教育、地域活動の支援等）を報告するソーシャル・バランスを、各BCCで作成するための取組みを開始した。フェデルカッセでは、各BCCにソーシャル・バランスを作成するための手引きとなるCD-ROMを送付し、あわせてBCCの6,000人の理事たちに特別な研修を行った。その結果04年夏の時点で、444のBCCのうち39%がソーシャル・バランスを公表していた。この比率は、商業銀行（400行）では5%しか公表していなかったのに比べるとかなり高い。^(注21)

(注21) S.Gattiの04年9月開催のICAヨーロッパでの“Corporate Social Responsibility and Co-operative Banks”と題するプレゼンテーション資料より引用。

おわりに

以上みてきたとおり、93年の銀行法改正により農業者と手工業者のための銀行は、地域金融機関へと生まれ変わった。法改正の直接的なきっかけは、ECの銀行指令への適応であったが、従来から農村金庫は農村部を中心に地域経済において重要な役割を果たしていたとみられ、スムーズに地域金融機関化を進めることができたと考えられる。その結果、BCCの組合員数は増大し、預金や貸出金のシェアも拡大する傾向にある。

しかしフェデルカッセによると、BCCにはいくつかの課題があるという。それは、主な収入は預貸金利ざやによるものであり手数料収入等に収益の多角化が進んでいないこと、他の銀行に比べて業務コストが高いうえに増加度合いが大きいこと、立地基盤が国内の北部に偏っていること等である。こうした課題をどのように克服していくのかも含めて、今後さらにBCCの調査を進めていきたい。

<参考文献>

- ・相沢幸悦 (1990) 『ヨーロッパバンキング』有斐閣
- ・相沢幸悦, 平川本雄 (1996) 『世界の貯蓄銀行』日本経済評論社
- ・アシュモフ, G.&E.ヘニングセン (2001) 『ドイツの協同組合制度』(関英昭, 野田輝久訳) 日本経済評論社
- ・イエンゴ (2004) 「イタリアの経験:協同組合法改正の諸問題とチャンス」(島村博訳) 『協同の発見』第142号, 5月
- ・栗本昭 (2003) 「ヨーロッパ生協の構造改革と未来開発」栗本昭監修 『ヨーロッパの生協の構造改革』コープ出版
- ・菅野正純 (1996) レーガの「社会的経済戦略」, 富沢・中川・柳沢編著 『労働者協同組合の新地平』日本経済評論社
- ・斉藤由理子 (2006) 「独仏協同組合の組合員制度」 『農林金融』 3月号
- ・重頭ユカリ (2006) 「欧州協同組合銀行におけるCSRの考え方」 『農林金融』 9月号
- ・吉田省三 (2004) 「第二次ベルルスコーニ政権と協同組合規制」 『協同の発見』 第145号, 8月
- ・Cannari, L. & L.F.Signorini (1997) “Community links, co-operative rules, and the economic efficiency of Italy’s local co-operative banks” European Regional Science Association, ERSA conference papers.
- ・Galassi, F. (2001) “Measuring social capital: Culture as an explanation of Italy’s economic dualism” European Review of Economic History 2001, Volume 5 Issue 01
- ・Gatti, S. & M.Reggio (2006), “Banchi di Credito Cooperativo English version”
- ・Higher Council For Co-operation (2001) “Co-operative movements in the European Union”, 農中総研翻訳 (2007) 『EUにおける協同組合の動向』 総研レポート
- ・Leonardi, A. (2006), “Italian credit cooperatives between expansion and retrenchment (1883-1945)”, 2006 XIV International Economic History Congress paper.
- ・Messoci, M. (2001), “The consolidation of the Italian banking system: effects on competitiveness and ownership structure”, International “Tor Vergata” Conference on Banking and Finance paper.
- ・Vincenzo, A. & E.Fiorentino & F.Heid & A. Karmann & M.Koetter (2006) “Productivity Change, Consolidation, and Privatization in Italian and German Banking Markets”, 2006 Conference paper of Center for financial studies.
- ・Zedda, I. (2005) “L’ordinamento giuridico delle banche di credito cooperativo”, Università degli studi di Siena.
- ・Zadra, G. (2005), “Structural change in the Italian banking system: Dynamic development thanks to privatization”, die bank online.

(主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2006

A4判, 194頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318

FAX 03(3270)2658

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

FAX 03(5295)1916

発行 2006年12月

現仙台市域における産業組合

柳田國男の農政学から民俗学にいたる軌跡を考えるなかで、その産業組合論に触れたのが縁になったのか、私は、現在、『仙台市史』の編纂にかかわり、現仙台市域の戦前の産業組合に関する執筆を担当している。

産業組合といえば、農業協同組合の前身というイメージが強いが、1900年公布の産業組合法施行時に仙台市でまず設立されたのは市街地産業組合であった。最も早いのは、03年設立の仙台市毛筆販売原料購買信用組合であり、ついで仙台市製本販売購買組合、仙台市漆器販売購買組合、仙台市陶器販売原料購買組合、仙台市織物原料購買生産販売組合が続く。翌年には仙台市下駄類製造販売原料購買組合、仙台市傘製造販売原料購買組合、仙台市農具鍛冶業製造販売原料購買組合、07年には仙台市埋木製作品販売購買組合が設立された。同年には、ほかに仙台洗濯業信用組合、仙台莫大小生産販売組合、仙台綿織物購買販売組合、仙台五工信用購買販売組合をみる。多くは仙台地場産業の産業組合であった。

現仙台市域の農村部の産業組合で設立が早いのは、1907年の生出村信用販売購買組合であり、ついで09年に六郷村信用販売購買生産組合、中田村信用購買組合、七郷村信用販売購買組合をみる。また、仙台湾漁業関係者が09年に仙台湾漁業信用組合を設立し、事務所を仙台市勾当台に置く。

1910年には県下98組合の参加で産業組合中央会宮城支会が、翌年には40組合の参加で宮城県信用組合聯合会がそれぞれ発足するが、個々の組合をみると、短期間で解散したのも少なくなく、後年、再設立されるものも多い。その点ではかなり流動的である。

このあと、市街地産業組合として、1914年には、仙台購買組合、城南信用組合、仙台青果物生産購買信用組合が加わる。さらに18年に宮城産業信用利用販売組合、19年に仙台信用購買組合、20年に仙台漆器信用購買販売利用組合、仙台埋木信用購買販売利用組合、22年に長町信用利用組合、23年に仙台逓信住宅建築利用組合、信用組合仙台庶民金庫、24年に原町信用利用組合が設立される。

ただし、長町と原町は、28年4月1日の合併までは仙台市ではなかったが、その信用利用組合はともに市街地産業組合として扱われていた。

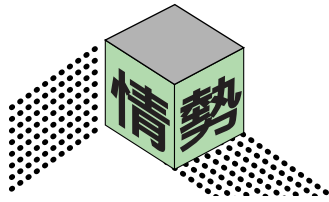
そして、仙台市に編入後の長町に、1930年に設立された名取農産物販売組合は、23年施行の中央卸売市場法と28、29年施行の宮城県食糧市場規則によって1自治体内で1卸売市場しか開設できなくなったことで営業ができなくなる長町青物市場を産業組合法にもとづく市場に切り替えたときの経営主体とするためのものであった。ちなみに、そのとき仙台市で中央卸売市場法にもとづく卸売市場の候補とされたのは河原町青物市場であった。さらに、32年に信用組合仙台市民金庫、39年に宮城県医師購買組合が設立される。

この間、現仙台市域の農村部の産業組合として、1911年に高砂信用購買販売組合、翌年に西多賀信用購買組合、15年に根白石村信用販売購買組合、18年に生出村折立信用購買組合、22年に大沢村信用販売購買利用組合、26年に中田村信用販売購買利用組合、27年に岩切村信用販売購買組合、28年に秋保村信用販売購買利用組合、34年に七北田信用販売購買利用組合、西多賀信用販売購買利用組合、高砂村信用販売購買利用組合、36年に広瀬村信用販売購買利用組合、生出村信用販売購買利用組合、38年に六郷村販売購買組合（翌年11月から信用販売購買利用組合）が設立される。

なお、1930年に宮城県販売購買組合联合会、34年に産業組合青年聯盟宮城県联合会、35年に宮城県市街地信用組合協会が結成される。そして、同年11月に仙台市南町通の東三番丁角（現青葉区中央3丁目）に産業組合中央金庫仙台支所が開設されたが、戦時体制の進行で、1940年に産業組合は農会と統合されて姿を消し、1943年から農業会となる。

最後に1938年建築の鉄筋コンクリート3階の産業組合中央金庫仙台支所の建物は、戦後、農林中央金庫仙台支店として最近まで使われていたが、2006年に解体され、すでにない。1937年生まれの筆者は、通勤途上にその重厚な姿を見ることができなくなり、わが身にも定年が迫るのを痛感させられているが、産業組合の歴史を受け継いでいる農業協同組合には定年はもちろんあってはならないという思いを改めて強めている。

（東北学院大学経済学部教授 岩本由輝・いわもとよしてる）



平成18年度第2回農協信用事業動向調査結果

はじめに

農協信用事業動向調査（以下「動向調査」という）は、全国の資金観測農協の協力を得て、毎年2回ずつ実施しているアンケート調査である。

2006年11月に実施した平成18年度第2回動向調査では、個人貯金の動向、地方公共団体貸付・地方公社等貸付の動向、信用渉外担当者の現状について調査を行った。

以下では、調査結果の概要を紹介する。

1 集計農協の概要

動向調査の集計対象となった農協は、06年11月時点で信用事業を営む農協から地域別農協数等を勘案して選ばれた380農協である。今回は、このうち358農協から回答が得られ、集計率は94.2%であった。

集計農協の1農協当たり平均の貯金残高、貸出金残高はともに全農協平均の1.5倍であり、集計農協には貯貸金規模の大きな農協が多い。そのため、集計農協が全農協に占める割合は農協数では40.7%であるのに対し、貯金残高では59.0%、貸出金残高では57.0%となっている。

また、貯金残高、貸出金残高の前年比伸

び率を全農協と集計農協とで比較すると、06年3月末と9月末の貯金残高の伸び率は全農協では1.5%、1.2%であり、集計農協も同じく1.5%、1.2%となっている。一方、同じく貸出金残高の伸び率をみると、全農協では0.1%、2.2%、集計農協では0.1%、2.1%であり、これもほぼ同じである。したがって、大まかな資金動向をみるうえでは、集計農協の代表性はあると考える。

2 個人貯金の動向

農協貯金の前年比伸び率は05年度下期から緩やかに低下し始め、06年度に入っても低下傾向が続いている。そこで、農協貯金の約9割を占める個人貯金に着目し、その動向や変化要因について分析した。

個人貯金の前年比伸び率を動向調査で見ると、05年9月末の3.0%から06年9月末の1.4%へと1.6ポイント低下している（第1表）。

こうした動きの背景には、前年比伸び率が回復・上昇した農協より低下した農協の方が多くことがあげられ、後者は全体の7割を占める。なかでも「プラス幅が縮小」している農協の割合が高いことから、全体の前年比伸び率の低下はプラス幅縮小によるところが大きい。

前年比伸び率の変化内容を地帯別にみると(第1図), 特定市では伸び率が回復・上昇している農協は1割に満たず, 残りの9割で伸び率が低下している。ただし, その低下内容では「プラス幅が縮小」が73.2%と高いことから, 伸び率自体はプラスを維持している農協が多い。

中核都市, 都市的農村, 農村, 過疎地域では, 前年比伸び率が回復・上昇した農協は3割前後と特定市での同割合を上回る

が, 一方で伸び率が低下した農協も6~7割存在する。そのうち「プラスからマイナスへ」と転じた農協や「マイナス幅が拡大」した農協の割合は特定市よりも高く, なかでも農村では両者で42.1%を占めている。

こうした個人貯金の前年比伸び率の変化について, その要因をみたものが第2, 3表である。まず, 前年比伸び率の回復・上昇要因をみると(第2表), 「キャンペーン等による貯金獲得への取組強化」が69.9%

と最も高く, 次いで「年金の取り扱いの増加」「渉外担当者等の推進活動の強化」「他金融機関からの資金流入が増加」「財源の増加」の順となっている。キャンペーンや渉外活動といった積極的な取組みが年金の取り扱いや他金融機関からの資金流入, 財源の増加に結びつき, 個人貯金の前年比伸び率を回復・上昇さ

せたといえる。地帯別では中核都市でキャンペーンや渉外担当者等の推進活動, 他金融機関からの資金流入の影響が強く出ている。また伸び率のプラス幅が拡大している農協で年金の割合が全体より高い。

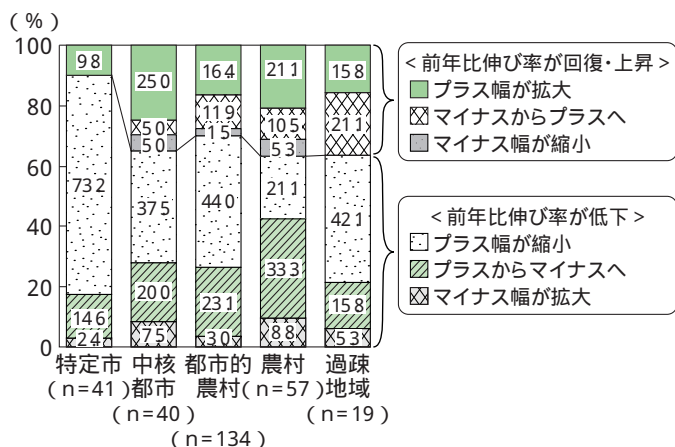
一方, 伸び率の低下要因をみると(第3表), 「財源の減少」が64.3%と最も高い割合を示している。それに「相続に伴う貯金流出」や「生活資金にあてる貯金の取り崩し」「他金融機関への資金流出が増加」「農協

第1表 個人貯金の前年比伸び率の変化内容

(単位 組合, %, ポイント)

	回答組合数	06年9月末		前年比伸び率		伸び率変化 (B - A)
		組合数 構成比	残高 構成比	05 9 (A)	06 9 (B)	
全体	291	100.0	100.0	3.0	1.4	1.6
前年比伸び率が回復・上昇	86	29.6	25.4	1.3	3.2	1.9
プラス幅が拡大	51	17.5	19.4	2.4	4.0	1.6
マイナスからプラスへ	28	9.6	4.3	1.9	1.2	3.1
マイナス幅が縮小	7	2.4	1.7	1.3	0.6	0.6
前年比伸び率が低下	205	70.4	74.6	3.6	0.9	2.7
プラス幅が縮小	124	42.6	53.3	3.7	1.6	2.2
プラスからマイナスへ	67	23.0	18.7	3.9	0.8	4.6
マイナス幅が拡大	14	4.8	2.5	0.8	1.6	0.8

第1図 地帯別にみた個人貯金の前年比伸び率の変化内容



(注) 1 05年9月末と06年9月末の前年比伸び率を比較したもの。
2 地帯区分は農協が所在する地域を5つに分けた農中総研独自の農協の地帯区分である。

共済へのシフト」といった貯金流出の要因が加わり、伸び率を低下させている。地帯別にみると、農村では財源減少や生活資金用の貯金取り崩しの割合が高いことから、農家経済の悪化が伸び率低下につながっている可能性がある。また、マイナス幅が拡大している農協では生活資金用の貯金取り

崩しや他金融機関への資金流出の影響が強く出ていることがわかる。

3 地方公共団体貸付・ 地方公社等貸付の動向

地方公共団体貸付および地方公社等貸付

(以下、2つをまとめて「地公体等貸付」という)は05年度以降に増勢が著しく、その要因として市町村合併に伴う事業進展で資金需要が生じたことがあげられる。しかし、一方では財政難や補助金交付までのつなぎの借入もある等、資金需要の性格は一様ではない。そこで、近年増加傾向にある農協の地公体等貸付の現状や貸付姿勢について分析した。

前年比伸び率を動向調査でみると、05年9月末から06年9月末にかけて地方公共団体貸付では13.3%から16.2%へと上昇し、地方公社等貸付では5.0%から2.6%へと回復している。

04年9月末と06年9月末とを比較し、地公体等貸付が増加または減少した農協を対象に、その要因をみておく。まず増加要因をみる

第2表 個人貯金の前年比伸び率の回復・上昇要因
(複数回答)

(単位 組合, %)

	回答組合数	伸び率の回復・上昇要因(上位5項目)					
		取組強化による貯金獲得へのキャンペーン等に	年金の取り扱いの増加	推進活動の強化 渉外担当者等	他金融機関からの資金流入が増加	勤労収入、土地代 金等)の増加	
全体	83	69.9	42.2	31.3	30.1	27.7	
地帯区分	特定市	4	75.0	75.0	25.0	50.0	25.0
	中核都市	13	84.6	38.5	61.5	53.8	23.1
	都市的農村	40	65.0	35.0	25.0	22.5	27.5
	農村	19	68.4	52.6	36.8	26.3	36.8
	過疎地域	7	71.4	42.9	0.0	28.6	14.3
伸び率内率容	プラス幅拡大	50	70.0	58.0	34.0	38.0	32.0
	マイナスからプラスへ	28	75.0	17.9	28.6	17.9	25.0
	マイナス幅縮小	5	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0

(注) 1 05年9月末と06年9月末の前年比伸び率を比較したもの。
2 色網掛けは全国計を10ポイント以上上回る項目。

第3表 個人貯金の前年比伸び率の低下要因
(複数回答)

(単位 組合, %)

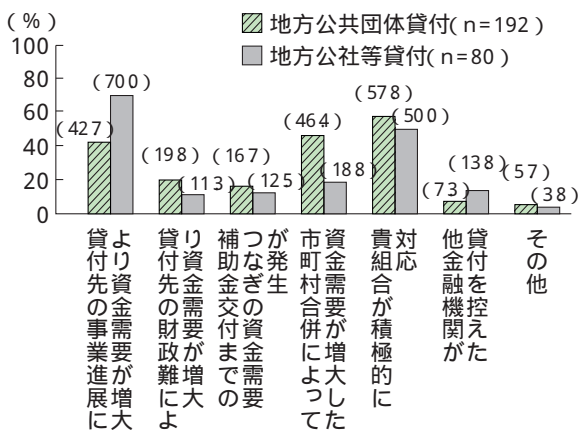
	回答組合数	伸び率の低下要因(上位5項目)					
		勤労収入、土地代 金等)の減少	相続(遺産分割等) に伴う貯金流出	生活資金にあてる 貯金の取り崩し	他金融機関への資金 流出が増加	農協共済へのシフト	
全体	199	64.3	40.2	38.2	35.2	25.1	
地帯区分	特定市	37	29.7	40.5	8.1	40.5	29.7
	中核都市	22	63.6	54.5	36.4	31.8	27.3
	都市的農村	92	76.1	35.9	42.4	34.8	25.0
	農村	36	75.0	47.2	50.0	30.6	27.8
	過疎地域	12	50.0	25.0	66.7	41.7	0.0
伸び率内率容	プラス幅縮小	119	58.8	39.5	35.3	30.3	22.7
	プラスからマイナスへ	67	73.1	43.3	40.3	41.8	29.9
	マイナス幅拡大	13	69.2	30.8	53.8	46.2	23.1

(注) 第2表に同じ

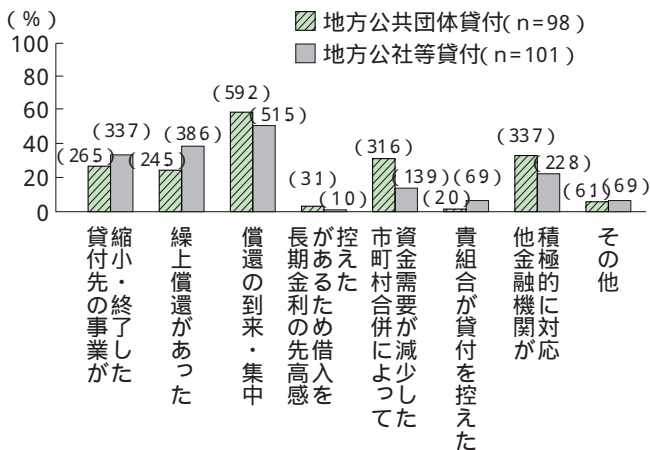
と(第2図), 地方公共団体貸付では「貴組合が積極的に対応」が57.8%と最も高く, 続いて「市町村合併によって資金需要が増大した」「貸付先の事業進展により資金需要が増大」となっている。市町村合併や貸付先の事業進展に対して農協が積極的に対応したことで貸付が伸びている。一方, 地方公社等貸付では「貸付先の事業進展により資金需要が増大」が70.0%と高いという特徴がある。

次に減少要因を第3図でみると, 地方公共団体貸付では「償還の到来・集中」が

第2図 地公体等貸付の増加要因
(複数回答)



第3図 地公体等貸付の減少要因
(複数回答)



59.2%と高く, ほかにも「他金融機関が積極的に対応」「市町村合併によって資金需要が減少した」の割合も高い。償還に加え, 他金融機関との競合関係も減少要因として大きく, 市町村合併は地方公共団体貸付の増加と減少の両方に作用している。

他方, 地方公社等貸付の減少要因では「償還の到来・集中」(51.5%), 「繰上償還があった」(38.6%)の割合が高いことから, 償還の影響が大きくなっている。また増加要因でみた貸付先の事業進展とは逆に, 「貸付先の事業が縮小・終了した」が33.7%と高いことから, 貸付先の事業動向は地方公社等貸付の増減を左右しているといえよう。

地方公共団体および地方公社等に対する貸付姿勢をみると, いずれも上位3項目は同じであり, 割合が高い順に「貸出金残高の伸長につながる」「信用リスクが低い」「貸出金利が低い」となっている。貸付金額は大きいものの, 信用リスクが低いため, 地公体等貸付を積極化する一方で, 貸出金利の低さを懸念する意識も強いことが確認できる。

4 信用渉外の位置づけと現状

農協が金融商品の販売を促進し, 地域密着型の金融機関を志向するうえで信用渉外(以下「渉外」という)の役割が重要になっている。そこで渉外の位置づけや現状, 問題点について分析した。

まず, 農協が渉外をどのように位置づ

けているのかを第4表で確認する。「貯金目標達成の柱」としている農協が31.1%と最も高く、次いで「組合の収支改善のための原動力」「対面機能の主たる担い手」となっている。貯金獲得や収益力強化、対面機能維持のために渉外が位置づけられている。

なお、渉外を「新規顧客拡大の柱」としている農協も11.5%存在する。この点で渉外の訪問先をみると、正組合員が50.0%、准組合員が27.4%、員外利用者が22.6%となっている。組合員を主軸としつつも、新たな顧客を獲得し、将来的な組合員基盤を拡充していく姿勢がみられる。

このように位置づけられている渉外について、動向調査では3つの視点から分析している。第1の視点は事業横断性であり、渉外担当者が幾つの事業の渉外業務を行うかである。信用部門の渉外のタイプは、信用専任渉外（信用のみ）、複合渉外（信用・共済）、総合渉外（信用・経済や信用・共済・経済）と大きく3つに分けられる。しかし、実際にはそれぞれのタイプを組み合わせ

第4表 信用渉外の位置づけとその訪問先

		(単位 %)
		構成比
渉外 の 位 置 づ け	貯金目標達成の柱	31.1
	組合の収支改善のための原動力	21.0
	対面機能の主たる担い手	18.9
	新規顧客拡大の柱	11.5
	貸出金目標達成の柱	7.7
	大口顧客・富裕層囲い込みの主たる担い手	2.7
	その他	7.1
	渉外 訪 問 先	正組合員
	准組合員	27.4
	員外利用者	22.6

(注)1 信用渉外の位置づけでは第1位としてあげられた項目の割合を示す。

2 回答組合数は「信用渉外の位置づけ」が337組合、「訪問先」が325組合。

わせて渉外を配置している農協もある。

そこで、どのタイプの渉外に最も多くの職員が配置されているかで、信用専任渉外が最多の農協を「信用専任型」とし、複合渉外が最多の場合は「複合型」、総合渉外が最多の場合は「総合型」、上記以外を「その他」と分類した。その構成比をみると、信用専任型は40.1%、複合型は41.5%と両方で8割を占めており、総合型は12.9%と低い。信用事業から共済事業までをカバーする渉外を設置している農協が多いことがわかる。

渉外を分析する第2の視点は業務範囲であり、渉外担当者が一連の業務をどこまでこなすかである。この点については、前回実施した平成18年度第1回動向調査で自己居住用住宅資金融資に関する渉外の担当業務を設問している。その結果を簡単に紹介すると、情報収集や商品説明、借入見込み世帯との書類のやりとり等の業務までは信用専任型、複合型、総合型のいずれも過半の農協で渉外担当者が行っている。しかし、専門性が高い稟議起案まで行っている割合は2割程度と低い状況にある。

第3の視点は、顧客特性への対応である。これは顧客ニーズに即した商品やサービスをどのように提供するかであり、たとえば富裕層といった資産階層への対応はその代表例である。この点について、渉外の顧客担当方法をみると、一定の地域を担当する「エリア担当」が87.0%と極めて高い一方で、「エリア担当が基本で担当者により特定階層を担当」(12.1%)や「階層別担当」

第5表 信用渉外の問題点(第1位にあげられたもの)

(単位 組合, %)

	回答組合数	割いている 共済推進に時間を	融資の知識が不十分	新規訪問の少なさ	渉外本人のモチベーションの低さ	(異動が頻繁も含む) 人材の確保が困難	不十分 収益への意識が	目標を達成できない	集金先の多さ	その他の項目
全体	337	23.7	13.6	10.9	9.8	8.9	6.5	6.5	6.2	1.8
信用専任型	143	3.5	18.2	14.7	12.6	11.9	9.8	7.0	10.5	0.0
複合型	148	43.2	10.8	8.1	7.4	6.1	4.1	4.1	4.1	2.3
総合型	46	23.9	8.7	8.7	8.7	8.7	4.3	13.0	0.0	4.3

(0.3%)の割合は低い。このことは富裕層等の特定階層への対応があまり進んでいないことを示している。

以上の渉外の現状を踏まえて、その問題点を第5表でみると、「共済推進に時間を割いている」が23.7%と最も高い。これは事業横断的な渉外を配置している場合の問題であり、複合型で高くなっている。次いで「融資の知識が不十分」「新規訪問の少なさ」の割合が高く、業務範囲でみた専門性や顧客拡大に問題があることがわかる。

おわりに

以上の調査結果から、05年度以降に前年比伸び率が低下している個人貯金では伸び率のプラス幅が縮小している農協が多いことが確認された。しかし、なかには伸び率自体がマイナスとなり、個人貯金残高が前年比減少している農協も存在する。その背景には農家経済の悪化に伴う貯金財源の減少や貯金取り崩しがあり、それは農村地帯で強く現れている。一方、中核都市では貯金獲得への積極的な取組みが個人貯金の伸

び率を高める要因として働いている。このように地帯ごとに農協貯金の動向とその変化要因が異なっているため、今後は地域性を考慮した資金調達のあり方について分析を深めていく必要がある。

地公体等貸付は05年度以降に大きく増加し、自己居住用

住宅資金とともに農協貸出金を牽引している。その背景には市町村合併や貸付先の事業進展に対して、農協が積極的に対応したことがあげられる。こうした積極的な貸付姿勢は貸付金額の大きさや信用リスクの低さに基づいている。しかし、その一方で金利の上昇局面で貸出金利の低さを懸念する意識も強い。合併特需の終了や地方財政改革の進捗を見据えた地公体等貸付のあり方を分析する必要がある。

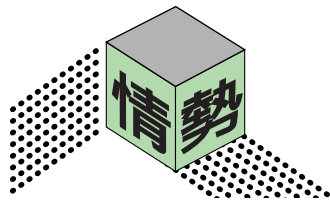
渉外については、その位置づけを踏まえて事業横断性、業務範囲、顧客特性の視点で分析を行った。調査結果から、渉外が担当する事業は絞られているケースは多いものの、業務範囲でみたように高度な専門性を有するケースは少ないことが確認された。今後は顧客特性の視点を取り入れた特定階層へのアプローチが重要となる。その際には渉外担当者の専門性を高めるインセンティブや後方支援が論点になるといえよう。

< 執筆者 >

はじめに、1～3節、おわりに

江川 章(主任研究員)

4節 若林剛志(研究員)



森林組合の事業・経営動向

第19回森林組合アンケート調査結果から

はじめに

森林組合の事業・経営の動向，当面する諸課題などを適時・的確に把握し，森林組合システムの今後の事業展開に資するため，当（財）農村金融研究会が（株）農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫と連携して，毎年100森林組合を対象にアンケート調査を実施している。

以下，2006年度に実施した「第19回森林組合アンケート調査」結果の概要を紹介する。

1 調査対象組合の概況

調査対象100組合の平均像（概数）は，管内森林面積4万2千ha（うち組合員所有

第1表 対象組合の概況

	対象組合		全国組合平均(b)	(a/b)
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	42,166.8	0.78	27,623.2	1.5
うち組合員所有林	20,922.2	0.80	10,912.4	1.9
組合員数	3,007.4	0.81	1,808.1	1.7
常勤理事数	0.9	0.49	0.5	1.8
常勤職員数	20.7	0.86	8.9	2.3
作業班員数	42.8	1.06	27.6	1.5

資料 全国組合は『平成16年度森林組合統計』(林野庁)
 (注) 変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかということを表す。

林2万ha)，組合員3,000名，常勤理事1名弱，常勤職員20名，作業班員40名，などとなっている。これらの指標は，全国組合の平均のおおむね2倍前後であるが，変動係数にみられるとおり，対象100組合間でもかなりの格差がある（第1表）。

05年度の経営収支は，利用・加工両部門の動きを主因として，主要各部門で軒並み減収減益状態にあり，事業総利益は大幅減益だった04年度水準からさらに下回り（6.3%），組合収支は一段と厳しさを増している。これに対し組合では，組合間，地域間にばらつきはあるが，事業管理費を前年比6.1%に圧縮し，事業利益段階での更

第2表 経営収支(集計組合96)

(単位 千円，%)

	05年度	前年度比増減率		
		04	05	
取 扱 高	販売	142,043	5.6	4.9
	購買	31,283	2.5	5.3
	加工	192,780	3.8	1.3
	利用	303,740	12.0	4.8
収 支	事業総利益	124,722	8.7	6.3
	うち販売	20,669	6.6	3.1
	購買	5,059	5.6	5.9
	加工	16,793	17.8	19.3
	利用	89,590	12.8	5.1
	事業管理費	120,542	3.2	6.1
	事業利益	4,179	64.0	11.1
	事業外損益	838	82.8	59.4
	経常利益	5,017	52.3	25.8
	特別損益	541	-	-
税引前当期利益	5,558	30.2	41.5	

なる大幅減益は回避した。

事業外損益，特別損益では，05年度は前年度並みのプラスを確保できず，結局当期利益段階では前年比 41.5%と，前年に引き続いての大幅減益に終わった（赤字組合数19）（第2表）。

2 利用間伐の団地化施策に向けた取組みの現状と課題

今回調査では，森林組合系統の課題である利用間伐の推進状況をテーマとし，本節では，その効率化のカギとなる団地化施策への取組みの現状と課題について，質問を行った。

(1) 回答組合の過半で取り組まれている間伐施策の団地化

間伐施策の団地化に向け，組合員への働きかけを実施したことのある組合は，地域的なばらつきはあるものの，回答99組合の54.4%，54組合にのぼり，取組み準備中の組合も28.3%あった。実施済組合の96.3%では今後も積極推進する方針である。

働きかけを実施したことのある54組合では，「地区座談会」「戸別訪問」等，直接対面型の働きかけ手段が最も採用され，また効果もあがった。また団地化推進のために行った施策としては，「団地化による効果試算の提示」および「大規模山林所有者の協力取付け」が最も実施され，かつ有効性も高かった。

(2) キーマン不在，所有者不在村などが顕在化する林家の問題

団地化推進に対する林家側の問題としては，「林家の意欲不足」が，回答82組合の85.4%（70組合）と最も多いが，現在取組み準備中の組合においては，問題点の認識がほぼ「林家の意欲不足」に集中するのに対し，既に行っている組合では，「集落でのキーマン不在」「所有者の不在村」などの，より具体的な問題点が顕在化している（第3表）。

第3表 団地化に向けた山林所有者側の課題（取組状況別・複数回答）

（単位 組合，%）

	既に行っている		準備中	
	組合数	割合	組合数	割合
林家の意欲不足	44	81.5	26	92.9
集落でのキーマン不在	22	40.7	6	21.4
所有者の不在村	18	33.3	7	25.0
作業道等敷設への無理解	7	13.0	4	14.3
その他・特に問題はない	8	14.8	7	25.0
合計	54	100.0	28	100.0

(3) 生産性の高い組合にも残る団地化推進上の課題

団地化推進にあたっての組合側の課題としては，「機械装備が不十分」が回答81組合中34組合と最も多く，次いで「作業班の処理能力不足」「組合員に推進する人員が不足」「山林データが未整備」が続く。

作業班の生産性との関連でみると，1人1日当たり素材生産量が2 m³未満の組合で「処理能力不足」「機械装備が不十分」が強く意識されているのに対し，「山林データが未整備」とする組合は，2 m³以上

第4表 団地化に向けた組合実施体制上の課題
(生産効率別)

(単位 組合, %)

		対象組合	機械不十分 装備が	作業理 能力の 不足	組進が する不 足 に人 推員	山が未 データ 整備 タ	
合 計	組合数	47	19	20	15	15	
	割合	100.0	40.4	42.6	31.9	31.9	
利用 間伐 の平 均生 産量 1人 1日	2m ³ 未満	組合数	11	6	9	3	1
		割合	100.0	54.5	81.8	27.3	9.1
	2~4m ³	組合数	22	7	5	7	9
		割合	100.0	31.8	22.7	31.8	40.9
	4m ³ 以上	組合数	14	6	6	5	5
		割合	100.0	42.9	42.9	35.7	35.7

の生産性をもつ組合の方に大きく現れており、生産性が相対的に高い組合でも、山林データの問題はなお解決しきれない課題になっている(第4表)。

組合へのヒアリングによれば、山林データの課題の中心は林地の境界確定であり、関係者の高齢化、地積調査の遅れ、ニーズに対し不十分なGIS(地理情報システム)など、困難な環境のもと、団地化推進が境界をめぐるトラブルを誘発しやすい、とのことである。

「推進する人員不足」の問題では、伐出等、対組合員への推進を担う技術系職員の負荷が過大になりがちとの悩みも聞かれた。

(4) 施業団地化の進展による、林家の意欲面などへの好影響

団地化メリットとしては、コスト引下げ効果が1~2割程度とする組合が大半であった。

コスト面以外のメリット(自由記入)では、林家の意欲や意識・理解の向上深化が6件、路網の整備促進が5件、林地の境界明確化が3件あった。施業団地化推進自体により、林家の意欲や、路網、境界等、団地化への障害の解決をめざす動きは、前向きなものといえる。

さらに、地域内や組合員の協調促進や、組合自体への評価向上の指摘も、各4件みられた。

3 伐出担当作業班の現状と組合の方針

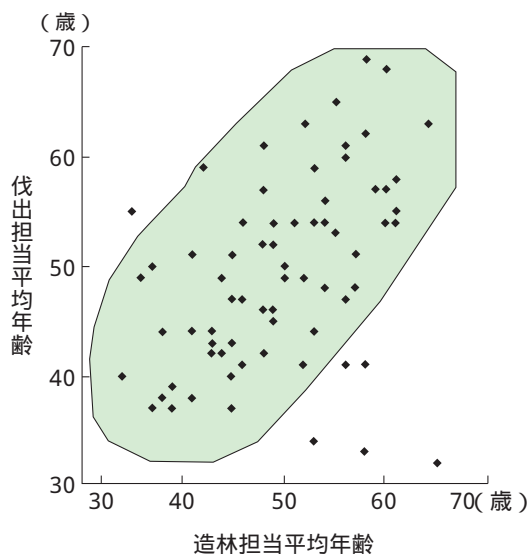
森林組合の山林現場を担う作業班員の規模や年齢、採用動向、伐出担当作業班における技術や意欲、処遇等の現状、及び作業班に対する組合の方針等についての調査結果を紹介する。

(1) 造林担当のウェイトが高い作業班員の構成とばらつきの多い年齢構成

作業班員の人数について、ゼロの組合を含めて担当別に平均すると、造林担当が25.3人、伐出担当が11.4人と、2倍を越す違いがある。特に伐出担当の人数は、10人以下の組合が3分の2以上、うち20組合は全く伐出担当を置いていない。

作業班員の年齢は平均では50歳前後であるが、30歳代から60歳代までばらつきが多い。ただ、同一の組合内では、造林と伐出の年齢差があまりない組合が大半である

第1図 造林・伐出作業班平均年齢別組合分布状況



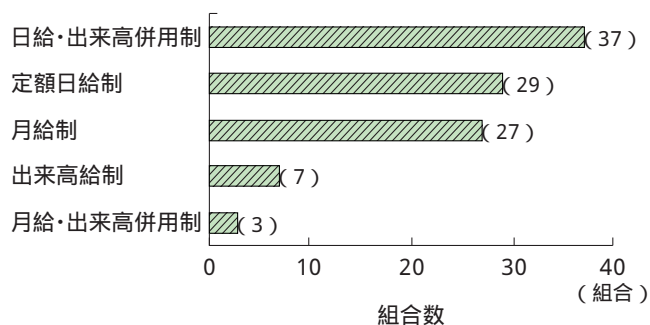
(第1図)

03～05年度の新規採用は、「緑の雇用」によるものが1組合平均で10.9人、それ以外が3.7人であり、「緑の雇用」が制度として定着しつつある。新規採用の年齢は、30歳代以下の若手が半数近くを占める。当初は公的な施設の支援のもと、地元限定せず広い対象範囲で採用活動を進め、最近では特段の募集活動なしに就職希望者が来ているとの事例もあった。

(2) 施業実態にそった柔軟性が望まれる
作業班の給与体系

作業班への給与体系は「日給・出来高併用制」が最多で、次いで「定額日給制」「月給制」の順であり、この上位3体系にほぼ集中している(第2図)。人件費コストとの関係では、「月給制」が他の2つの体系に比べて割高感が強い。月給制の場合、事業の繁閑、あるいは施業の巧拙にかかわ

第2図 作業班員(直接雇用・伐出)の給与体系(回答組合79)



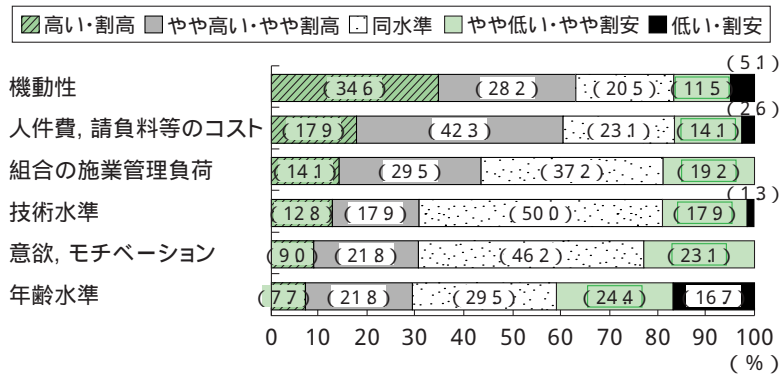
らず、定額支給を求められることが、組合に負担感となっているとみられる。

作業班員の意欲・モチベーションとの関係を見ると、採用上位3体系ではさほど有意な違いはない。ただ、事例は少ないものの、出来高給制、月給・出来高併用制の組合では、意欲が高めの組合の割合が多いとの結果となっており、ヒアリング結果からも、出来高を加味することが、おおむね作業班員の意欲にはプラスに作用しているとの評価であった。

(3) 若手による機動性が評価される
伐出担当作業班

伐出担当の直接雇用作業班員に対しては、請負等と比較で、人件費コストについては60.2%が割高ないし、やや割高と回答したものの、機動性について62.8%が優れていると、組合はみている(第3図)。機動性について作業班員の平均年齢別にみると、特に30歳代、40歳代の組合において優れているとする割合が際立っており、若手作業班員の採用を積極的に行うことにより、作業班員の動きがより柔軟に、小回り

第3図 請負と比べた直接雇用作業班員(伐出)の状況
(回答組合78)



がきくようになったものとみられる。

人件費割高感の理由についても、ヒアリングにおいては、社会保険等の福利厚生について、組合では適切な対応を行っているという、自負の表れとも受け取られた。

作業班に対する今後の方針も、「拡充・強化」が78組合中過半の59組合、「現状維持」が同37組合で、拡充・強化の方法としては、「研修等による技能向上」「高性能機械の導入・追加」「増員」の順に多かった。

(4) 連携と棲み分けがみられる

作業班員と組合事務職員

作業班と経営層・事務職との連携強化策については、全般的には「定例的な打合せ」が最も多いが(78組合中60組合)、熟練度や新技術への対応力が高い組合では、「情報交換・提案具申の会議」「親睦会」などの比率が他の組合より高い(第5表)。これには、安全会議など定例的な打合せを情報交換や提案具申の場として活用するものが、

多く含まれるとみられる。

ヒアリングによれば、組合事務職のなかの技術系職員が、会合の場に限らず日常的に、伐出業務内容の企画・設計、作業班への指示・指導等を担っており、作業班の円滑な業務遂行と技能向上は、技術担当職員の資質・能力に大いに左右

されるという。

次に、伐出作業以外で伐出担当作業班が受け持つ業務については、78組合中34組合では何もないとしているが、担当させている組合では「組合員林家との折衝」(同19組合)「機械装置業者との折衝」(同16組合)が多い。特に、意欲が高めの組合ではその他の組合より「機械装置業者との折衝」の割合が高く、「林業機械の運用は作業班の本来業務」との自らの認識の反映ともみられる。ヒアリングでも、作業班員から事務

第5表 新技術対応力別にみた、経営層・事務職との連携強化策
(回答組合77)

(単位 組合, %)

	対象組合数	経営層・事務職との連携強化策						
		定打例的合せ	情報提案交換の	親睦会	現場職派の遣	その他いろいろ		
該当組合全体	組合数	78	60	29	39	27	10	
	割合	100.0	76.9	37.2	50.0	34.6	12.8	
作業班の 新技術対応 (伐出)	十分	組合数	15	12	10	11	5	4
		割合	100.0	80.0	66.7	73.3	33.3	26.7
	普通	組合数	47	35	15	21	14	5
		割合	100.0	74.5	31.9	44.7	29.8	10.6
	不十分	組合数	16	13	4	7	8	1
		割合	100.0	81.3	25.0	43.8	50.0	6.3

職員への異動希望はほとんどない由であり，両者は連携をとりながらも，棲み分けされた世界でそれぞれの業務を遂行している。

4 利用間伐における伐出技術

森林組合における利用間伐施業の実態と，使用される機械の種類，集材方法の状況，生産条件や労働生産性との関係等に関する調査結果を紹介する。

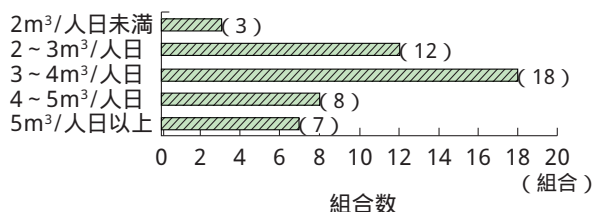
(1) 地域的にばらつきのある間伐割合

1組合平均の年間素材生産量は10,031m³，うち間伐による生産量は約半分にあたる4,977m³である。素材生産量全体に占める間伐割合は地域差が大きく，四国が最高の85.7%，関東・東山および東海も6割以上と高い。他方，北海道が13.8%，近畿は22.9%と低い，これら地域では主伐主体の生産活動が行われているためとみられる。

(2) あまり高くない生産性への関心

作業班員1人1日当たりの平均素材生産量は，伐出技術の重要な指標である生産性を示すものだが，質問に対して回答があったのは間伐材生産のある82組合のうち58.5%の48組合にとどまった。残り34組合のうち10組合は直接雇用の伐出担当作業班を持たないという事情はあるにせよ，間伐における生産性への関心があまり高くないことをうかがわせた。

第4図 利用間伐における一人1日当たりの平均生産性別組合分布(回答組合48)



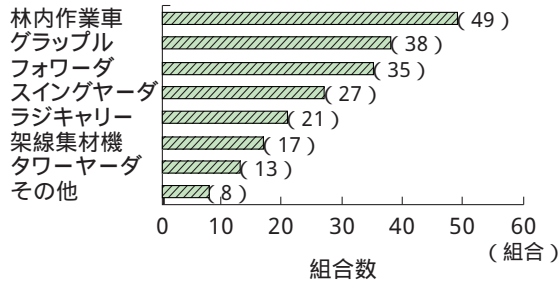
回答組合のうちでは3~4m³/人日未満が18組合と最も多く，次いで2~3m³/人日未満が12組合，平均では3.15m³/人日となった(第4図)。また使用する造材機械と生産性との関係では，チェーンソー主体の組合が2.90m³に対し，プロセッサ主体の組合では3.63m³と生産性が高く，造材機械の違いによる生産性への影響の存在が推測される。

(3) 集材方法により使い分けられる 林業機械

集材方法については「短幹集材」が回答81組合中64組合と最も多く，次いで「全幹集材」(同39組合)，「全木集材」(同16組合)の順である(複数回答)。

伐出用機械については，伐採においてはほぼ全組合でチェーンソーが主体で使われている。集材用機械では，短幹集材が主流であることを反映し，林内作業車が81組合中49組合と最も多いが，スイングヤーダも同27組合と，比較的多く使われている(第5図)。なお，グラップル，フォワーダなどの回答も多くみられたが，前者は伐採後の木寄せや積み込みへの使用，後者は運搬機械としての使用が含まれている可能性がある。

第5図 利用間伐の集材において
使用された機械
(回答組合85・複数回答)



り、数字の読み方には注意を要する。

造材用機械では、回答81組合中57組合がチェーンソー主体ながら、プロセッサ主体の組合も2割以上の同19組合あり、ここでも短幹集材はチェーンソー主体、全木集材ではプロセッサ主体が過半を占めるなど、集材方法により使い分けられている。

おわりに

今回の調査結果では、間伐推進にむけて、

団地化への取組みはある程度進捗しており、要員の若返り、機械装備の高度化なども、組合によりばらつきはあるものの、一定の進展がみられている。しかし、一方その背後には、林家の意欲不足や山林データの未整備、担当職員への負荷の増大、さらには、伐出における生産性自体への組合の関心の薄さなど、克服されるべき問題がまだ多いことも明らかになった。

そのなかにあって、組合収支はますます厳しさを増し、これらの問題への対応の巧拙が組合経営の成否に直結する課題になりつつある。森林組合においては、関係諸機関とも連携を密にしつつ、期を逸することなく前向きにこれらの課題解決が追求されることを望みたい。

((財)農村金融研究会調査研究部長

室 孝明・むろたかあき)





漁協経営の現状と取組み

第25回漁協信用事業アンケート調査結果から

はじめに

本稿は、当（財）農村金融研究会が（株）農林中金総合研究所の委託を受け、農林中央金庫水産部の協力のもと、2006年8月に実施した「第25回漁協信用事業アンケート調査」結果の概要である。

今回調査は、信用事業を実施している89組合（以下「実施組合」という）と、120信漁連支所（支所のほか、支店、営業店、代理店、取次店も以下「支所」という）の計209組合・支所を対象に実施した。なお、支所へのアンケートは、信用事業を譲渡した組合（以下「譲渡組合」という）経由で管内の信用事業を担っている支所に記入をお願いした。

調査において重点を置いた項目は、組合員数や水揚金額の傾向、経営収支、販売事業の取組み、貯金・貸出金の動向、である。

1 アンケート対象組合・支所の概況

アンケートの対象となった組合（実施組合及び譲渡組合）の05年度の概況（1組合平均）は、組合員数726人（全国組合平均の^{（注1）}3.8倍）、うち正組合員418人（同2.2倍）、職

員数35人（同3.4倍）、水揚金額（属地）20.4億円（同0.8倍）である。

信用事業関連では、1実施組合・支所平均は、職員9.3人（全国平均の^{（注2）}1.8倍）、貯金残高43.1億円（同1.0倍）、貸出金残高は11.3億円（同1.0倍）である。

平均値の利用にあたっては、各組合・支所の組織・事業規模等にかかなりの乖離があるという点を留意する必要がある。したがって、集計結果の平均値の利用にあたっては、全国の動向を把握するうえでは特に問題はないものの、扱いは参考程度とされたい。

（注1）全漁連『漁業協同組合統計表（平成16年）』

（注2）全漁連『漁協貯金、水揚高の状況（平成18年3月31日現在）』

2 組合員及び年間水揚高の傾向

05年度の1組合あたり（3年分の数値がある組合で集計）の組合員は610人であり、03年度に比べ4.0%の減少である。同様に、正組合員は370人であり、03年度比5.0%の減少である（第1表）。

組合員の03年度比増減率の分布をみると、197組合中172組合（87.3%）が減少しており、うち10%超の減少は21組合（10.7%）である。同様に、正組合員は197組合中169組合（85.8%）が減少しており、うち10%超の減少は29組合（14.7%）である。

第1表 組合員及び正組合員の推移
(1組合平均, n=197)

(単位 人, %)

	人数			増減率	
	03年度 (a)	04 (b)	05 (c)	$(b-a)/a \times 100$	$(c-b)/b \times 100$
組合員	635.0	623.3	609.6	1.8	2.2
うち正組合員	389.3	380.8	370.0	2.2	2.8

第2表 水揚高(属地)の推移
(1組合平均, n=192)

(単位 百万円, %)

	水揚高			増減率	
	03年度 (a)	04 (b)	05 (c)	$(b-a)/a \times 100$	$(c-b)/b \times 100$
1組合平均	1,897.0	1,930.6	1,977.0	1.8	2.4

組合は、組合員の減少により組織基盤の脆弱化が進行していることを認識してはいるが、コストダウンのための職員の削減等によって、組織基盤の維持・拡充を図ることができないというのが現状である。加えて、どのような対策を採れば良いのかわからないということも挙げられる。

次に、組合経営の根幹である年間水揚高(属地)をみると、05年度の1組合平均は19億7,700万円であり、03年度に比べ4.2%の増加である(第2表)。

水揚高の03年度比増減率の分布をみると、192組合中93組合(48.4%)が増加しており、うち20%超の増加は36組合(18.8%)である。減少は99組合(51.6%)で、うち20%超の減少は20組合(10.4%)である。1組合平均では03年度比で増加しているが、半分強の組合で減少していることがうかがえる。

3 経営収支

05年度の1組合あたりの事業総利益は、実施組合で前年度より減少、譲渡組合で2年連続の増加である。事業別にみると、実施・譲渡組合とも、2年連続で販売事業は増加、購買事業は減少している。実施組合の信用事業は2年連続の減少である(第3表)。

事業利益は実施・譲渡組合とも3年連続の赤字である。組合ごとにみると、195組合中黒字は88組合(45.1%)、赤字は107組合(54.9%)である。黒字と赤字に影響を与えている項目を分析してみたが、地域別や主な漁業種類別には差がみられなかったものの、水揚高(属地)別には、水揚高が多いほど黒字傾向があることがうかがえる(第4表)。

しかし、このことは、合併をして規模を大きくし、組合の水揚高を増やせば経営が改善することを意味しているわけではない。合併によって水揚高20億円以上になったある組合にヒアリングしたところ、販売

第3表 経営収支の概況
(1組合平均)

(単位 百万円)

	実施組合平均(n=79)			譲渡組合平均(n=116)		
	03年度	04	05	03年度	04	05
事業総利益	273.0	273.7	272.5	131.6	131.9	133.1
うち信用	29.2	23.3	21.4	-	-	-
共済	9.9	10.5	10.6	6.4	6.3	6.1
購買	45.8	43.0	39.4	27.6	25.9	25.3
販売	110.3	114.5	117.7	55.7	56.3	56.4
事業管理費	287.5	284.7	286.0	143.5	144.4	144.4
うち人件費	197.2	194.6	196.3	94.5	95.9	97.1
事業利益	14.5	11.0	13.5	11.9	12.5	11.2
経常利益	0.8	6.1	2.0	2.6	4.4	3.0
税引前当期利益	2.8	9.6	2.3	1.1	2.5	0.1
当期末処分剰余金	50.1	51.6	56.9	34.9	38.7	43.6

手数料や賦課金等の統一によって収入の減少が生じたり、経済事業等の店舗の廃止が困難で経費の削減が進まないということを述べている。

次に、05年度の経常利益をみると、実施・譲渡組合とも黒字であるが、前年度と比較して黒字幅は縮小している。組合ごとにみると、195組合中黒字は136組合(69.7%)、赤字は59組合(30.3%)である。

05年度の当期末処分剰余金(未処理損失金)は実施・譲渡組合とも赤字であり、04、05年度とも、前年度以上の赤字額となっている。組合ごとにみると、195組合中黒字は115組合(59.0%)で、未処分剰余金総額は約20億円である。これに対して、赤字は80組合(41.0%)で、未処理損失金総額は約116億円、1億円以上は31組合である。さらに、05年度に未処理損失金が発生している80組合のうち2年連続損失金を計上しているのは6組合、3年連続は53組合であり、そのうち前年よりも赤字幅が拡大しているのは24組合である。

4 販売事業の強化・活性化への取組み

組合の実施している水産物の取引方法は(複数回答)、「組合市場」(65.2%)が最も多く、次に「その他市場」(45.1%)、「漁連市場」(40.7%)となっている。「その他」としては、「漁連に委託」が最も多く、ほかに「製品・加工品販売」「組合が買い取って餌として販売」などが挙げられている。また、「組合の直売所」「組合の直接販売(生協・量販店等)」「宅配等による直接販売」を各1割強の組合が行っていることがわかる(第1図)。

組合の販売手数料をみると、平均で現在4.7%、これに対して、実際に組合全体の採算(事業利益ベース)をとるためには6.7%が必要と回答している。ヒアリングしたいくつかの組合では、水揚げの減少や魚価の低迷、燃油等の高騰によって組合員の収入の減少、支出の増加が発生している

なか、手数料の引上げは困難であると述べている。また、合併組合においては、その効果を組合員に提示するにあたって、苦しいながらも手数料率の引下げを検討している組合もあった。

次に、市場統合についてみると、1998年以

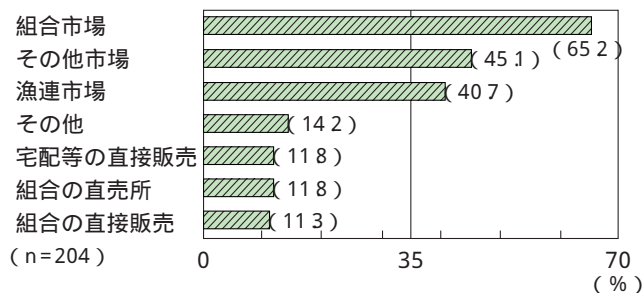
第4表 2005年度水揚高(属地)別の事業利益の状況

(単位 %)

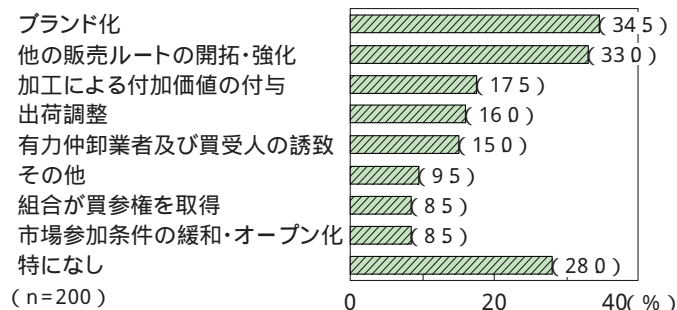
	合計	事業利益の状況						
		3年連続黒字	2年連続黒字	単年度黒字	単年度赤字	2年連続赤字	3年連続赤字	
合計	100 0 (190)	21 6 (41)	8 9 (17)	15 8 (30)	8 9 (17)	3 7 (7)	41 1 (78)	
水揚高(属地)05年度	5億円未満	100 0 (51)	9 8 (5)	7 8 (4)	11 8 (6)	5 9 (3)	3 9 (2)	60 8 (31)
	10億円	100 0 (31)	16.1 (5)	6 5 (2)	12 9 (4)	3 2 (1)	3 2 (1)	58.1 (18)
	20億円	100 0 (48)	22.9 (11)	10.4 (5)	25 0 (12)	12 5 (6)	- -	29 2 (14)
	20億円以上	100 0 (60)	33.3 (20)	10 0 (6)	13 3 (8)	11 7 (7)	6 7 (4)	25 0 (15)

(注) カッコ内は集計数。

第1図 組合の実施している取引方法(複数回答)



第2図 販売事業強化・活性化のために取り組んでいる施策(複数回答)



降に市場統合をした組合は、132組合中12組合(9.1%)である。ヒアリングしたいいくつかの組合では、市場統合は組合員からの了解が得られず、実現するのは困難であると述べている。

市場統合をした組合は、その効果として(複数回答)、「魚価の向上」「大口需要への対応」「経費の削減」をそれぞれ12組合中6組合が回答している。市場統合の問題としては(複数回答)、12組合中5組合が「経費の増加」、1組合が「買受人の撤退」と回答しており、「組合員の他港水場の増加」と回答した組合はない。

さらに、市場統合以外で販売事業の強化・活性化のために、ここ2～3年以内に取り組んだ、あるいは取り組んでいることとして、「ブランド化」

(34.5%)が最も多く、次に「他の販売ルートの開拓・強化」(33.0%)、「加工による付加価値の付与」(17.5%)となっている。「その他」としては、「トレーサビリティの導入」「宅配等の直販」「活魚荷受態勢の強化」「出荷物の品質向上」「社会見学説明」「他船の誘致」「直売店の開設」などが挙げられている(第2図)。

5 貯金・貸出金の動向

(1) 貯金残高の動向

05年度の貯金残高は、実施組合および支所ともに前年度より減少しており、実施組合においては2年連続の減少である(第5表)。

貯金種類別にみると、実施組合および支所ともに当座性貯金は2年連続の増加となっているが、その増加額以上に定期性貯金が減少したために、05年度の貯金残高はマイナスとなっている。

組合・支所ごとにみると、貯金残高が2年連続増加しているのは、実施組合で80組合中21組合(26.3%)、支所で109支所中23支所(21.1%)、2年連続減少は実施組合25組合(31.3%)、33支所(30.2%)となっている。

第5表 貯金残高の動向
(1組合・支所平均)

(単位 百万円)

	実施組合平均(n=80)			支所平均(n=109)		
	03年度	04	05	03年度	04	05
貯金合計	5,102.2	5,032.4	4,971.2	3,226.2	3,304.3	3,254.4
当座性貯金	1,747.2	1,802.8	1,812.5	1,122.2	1,178.0	1,208.2
定期性貯金	3,355.0	3,229.6	3,158.7	2,104.0	2,126.3	2,046.2

(2) 貸出金残高の動向

05年度の貸出金残高は、実施組合および支所ともに前年度より減少しており、実施組合においては2年連続の減少であり、減少幅も拡大している。実施組合においては、長・短期資金とも前年度より減少している。支所においては、短期資金が2年連続の増加であるが、長期資金がマイナスに転じており、全体で前年度よりマイナスとなっている(第6表)。

用途別にみると、実施組合および支所ともに住宅ローンが増加しており、支所においては2年連続の増加である。信漁連の方針によって異なるが、信用事業の譲渡を受けた後、積極的な住宅ローンへの取組みを行っている支所がいくつかある。ヒアリングしたいくつかの組合・支所では、住宅ローンの融資にあたって、漁信基保証が利用できないので、保証人を徴求すると、借入申込者は他行を利用するケースが多いということ述べている。住宅ローンの推進において、保証が大きな課題といえる。なかには、信漁連が民間の保証会社と契約し、それを利用して住宅ローンを伸ばしているケースもある。

組合・支所ごとにみると、貸出金残高が2年連続増加しているのは、実施組合80組合中9組合(11.3%)、支所106支所中20支

所(18.9%)、2年連続減少は実施組合43組合(53.8%)、50支所(47.2%)となっている。

おわりに

組合・支所を取り巻く環境(漁業者の減少、魚価の低迷など)が好転する様子はなく、多くの組合・支所は、引き続き組織基盤や経営面において厳しい状況に直面している。

ヒアリングしたある組合では、経営の改善にあたって不採算である製氷冷凍事業の廃止を行いたい、組合員に不便を与えるということで、実現は無理であろうと述べていた。

今回、アンケートにおいても、「信用事業店舗の廃止を検討したが、廃止に至っていない」と回答した組合・支所にその理由を尋ねると、大部分が「組合員に不便を与えるから」「組合員からの反対」と回答している。このような回答のなか、組合・支所と組合員のコミュニケーション不足ということを感じる。

今後も各組合・支所は経営改善に取り組んで行かなければならないが、それにあたって組合は組合員に適切な情報を提供し、組合員は組合・支所の現状を認識した上で、市場統合や店舗の廃止、販売手数料率の引上げなどについて、合理的な判断を行っていくことが必要である。そして、このような取組みを行っている組合・支所に対して、行政や系統は適切なバックアップを行うことも望まれる。

((財)農村金融研究会副主任研究員

尾中謙治・おなかけんじ)

第6表 貸出金残高の動向
(1組合・支所平均)

(単位 百万円)

	実施組合平均(n=80)			支所平均(n=106)		
	03年度	04	05	03年度	04	05
貸出金合計	1,561.9	1,467.5	1,355.7	910.8	956.5	935.2
短期資金	539.5	490.3	462.1	300.0	310.9	321.6
長期資金	1,022.5	977.2	893.6	610.8	645.5	613.6

りそな銀行における「女性活用」の取組み

はじめに

働く女性が増え、企業における女性従業員の活用（以下「女性活用」という）が社会の流れともいわれるなか、銀行業界では、新たな商品開発等に向けた女性による専門チームの発足や女性が働きやすい職場づくりのためのプロジェクトの開始等、「女性活用」を意識した動きが始まっている。

以下では、03年の設立当初から「女性に支持される銀行No.1」を目指して様々な取組みを展開しているりそな銀行について紹介する。

1 女性従業員における業務範囲の拡大
「女性活用」については、りそな銀行合併前の旧大和銀行および旧あさひ銀行でも取り組まれていた。しかし、従来はまだ性差を業務と結びつける傾向が強かったという。

その後、投信や保険、住宅ローンといった新しい業務のウェイトがますます高まり、これまでの考え方では十分な対応が難

しくなってきた。そして、03年にりそな銀行が設立されると、新しい業務の担い手として女性が注目され、業務範囲や制度の見直し等が進められた。

例えば、住宅ローンでは、これまで女性は「融資係」として受付等の事務担当である場合が多かったが、女性も顧客への対応や業者営業を行えるよう業務範囲を拡大させた。また、金融機関間の住宅ローン競争が激しさを増すなか、同行では、より迅速に住宅ローンを推進するため、住宅ローンを他の業務から切り離し、企画から営業、融資実行までを一貫して取り扱う「ローンビジネス部」を本部に新設し、「ローンセンター」を各地に設置した。これら新設部署には、多くの女性が配属された。このように、住宅ローンでは従来からのしがらみや前例にとらわれることが少ない新設部署が統括し、さらに女性従業員が多いことから、女性が活躍しやすい雰囲気を作られ、「女性活用」のパイロットケースとなっている。

りそな銀行における「女性活用」の主な取組み

	取組事項
03年10月	個人渉外業務、ローン業務の管理職ポストとして「アソシエートマネージャ-」を設置。女性の管理職登用が促進される。人事制度を「一般職」と「総合職」との区分から、「エリアフリー」(転勤あり)、「エリア限定」(転勤なし)との区分に変更
05年	「スタッフ社員」から正社員への登用制度を導入
05.4	「ウーマンズ・カウンシル」発足
05.7	「スタッフ社員」のうち投信や保険の販売に携わる渉外担当者にボーナス支給
05.下期	先輩女性社員が後輩を支援・援助する「メンタリング制度」導入
05.10	「女性リーダー育成研修会」開始
06.2	「JOBリターン制度」導入、退職社員の会「りそネット」発足
06.6	金融商品やサービスを企画したり、営業を手がける女性専門チーム「私の力(チカラ)プロジェクト」開始
06.7	正社員が育児や介護等を理由に、一定期間「スタッフ社員」(非正社員)としての勤務が出来る制度を導入
07.1	「りそなママの会」開催

資料 聞き取りおよびりそな銀行HP、新聞、雑誌記事などを参考に筆者作成



2 女性従業員のネットワーク化・組織化
このほか、同行では女性従業員における多様なネットワーク化・組織化の動きもみられる。その中核を担っているのが、支店長や関連会社の役員のほか、一般の職員等様々な立場の女性職員で構成されている「ウーマンズ・カウンスル」である。

「ウーマンズ・カウンスル」では、「長く働き続けられる職場環境創り」や「女性のキャリア形成」のための検討や提言等を行っている。「ウーマンズ・カウンスル」によって具体化された取組みとしては、営業課長クラスを対象にした「女性リーダー育成研修会」をあげることができる。同研修会では、半年の間、毎月1回（1泊2日）の研修が行われているが、当初は業務に直接関係する研修でないとの理由から「仕事が忙しいので参加できない」といった声が多かった。また、研修会を始めた当初は日ごろの不満を唱える女性も少なくなかった。しかし、その後は「文句を言っているばかりでは状況は変わらない。自分たちに何ができるのかを考えよう」といった前向きな認識が出席者の中で生まれ、問題解決に向けた熱心な議論が行われるようになった。また、通常の業務では共有できない従業員同士の連携づくりにも役立っているという。

このほか、育児休業中やこれから出産をむかえる女性従業員を対象にした「りそなママの会」の開催や退職した女性の再雇用を促すことを目的にした退職者の会「りそネット」の発足等、多様な組織・ネットワークづくりが行われ、女性従業員の連帯感が高められている。

3 スタッフ社員（非正社員）の活用

同行では、スタッフ社員と呼ばれる非正社員に対して様々な制度を導入している。

具体的には、スタッフ社員から正社員へ

の転換制度の導入（05年）や投信や保険等の販売を行っている「渉外スタッフ」へのボーナスの支給（05年7月）等があげられる。また各種の研修では、その対象を基本的に正社員とスタッフ社員で区別することはなく、スタッフ社員であってもキャリアアップのための研修が受けられる仕組みとなっている。

このほか、出産・育児や介護負担への配慮として、「時短制度」（勤務時間を短縮できる制度）だけでなく、「スタッフ転換制度」（出産・育児、介護等の負担が大きい期間、雇用形態を正社員から拘束時間の短いスタッフ社員に切り替え、育児等が落ち着いた段階で再び正社員として復職する制度）や「JOBリターン制度」（出産・育児、介護等で一度退職した女性を原則正社員として再雇用する制度）等、働き方に対する女性のニーズに沿った様々な制度を導入している。

おわりに

このように、りそな銀行では「女性活用」について各種の取組みが進められている。

翻って、農協の信用事業についてみると、ある農協では女性職員を住宅関連業者への営業担当として登用しており、また他の農協では「年金センター」を女性職員が中心となって運営している等、「女性活用」の取組みがみられる。今後、農協にとっては限られた人員をいかに活用するかといった観点から、また地域にとっては女性の雇用先の確保という観点から、りそな銀行でみられるような女性従業員の声を生かした「女性活用」の取組みが、より多くの農協で進められることが期待される。

<参考資料>

りそな銀行ホームページ、日本経済新聞（05年7月5日、06年4月4日、5月16日）、『金融ジャーナル』2006年8月号金融ジャーナル社

（主事研究員 栗栖祐子・くりすゆうこ）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(51)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(51)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(51)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(52)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(52)
6. 農業協同組合 主要勘定	(52)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(54)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(54)
9. 金融機関別預貯金残高	(55)
10. 金融機関別貸出金残高	(56)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3270)2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少
「*」訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2002. 2	37,633,284	6,059,555	9,591,425	1,636,143	22,908,006	24,890,748	3,849,367	53,284,264
2003. 2	39,178,991	5,859,879	11,064,457	1,084,508	27,863,659	19,485,430	7,669,730	56,103,327
2004. 2	39,392,267	5,245,272	13,622,125	1,753,794	32,198,745	17,567,707	6,739,418	58,259,664
2005. 2	39,566,462	4,765,715	14,757,481	1,186,646	35,757,008	15,377,847	6,768,157	59,089,658
2006. 2	40,731,179	4,783,256	23,428,922	3,872,728	42,751,021	12,428,391	9,891,217	68,943,357
2006. 9	38,753,965	4,667,283	25,443,995	287,332	47,196,487	10,033,684	11,347,740	68,865,243
10	40,225,540	4,616,260	22,737,308	442,322	45,790,237	10,934,964	10,411,585	67,579,108
11	40,192,128	4,595,519	23,069,635	804,939	45,522,793	11,159,798	10,369,752	67,857,282
12	40,517,246	4,531,060	23,848,286	915,139	45,332,381	11,991,721	10,657,351	68,896,592
2007. 1	40,993,362	4,517,110	23,934,753	1,030,718	43,906,611	12,384,890	12,123,006	69,445,225
2	40,717,607	4,500,818	21,320,717	831,338	41,921,827	13,200,079	10,585,898	66,539,142

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2007年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,900,793	1,010	575,851	30	90,822	-	32,568,506
水産団体	1,116,695	3	71,966	32	6,690	-	1,195,385
森林団体	1,710	32	11,222	7	106	-	13,077
その他会員	803	-	3,219	-	-	-	4,022
会員計	33,020,001	1,045	662,258	69	97,618	-	33,780,991
会員以外の者計	467,433	39,453	431,816	132,045	5,859,630	6,240	6,936,617
合計	33,487,434	40,498	1,094,074	132,114	5,957,248	6,240	40,717,608

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 1,319,628百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2007年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	71,134	9,283	173,705	0	254,121
	開拓団体	336	18	-	-	354
	水産団体	26,359	11,186	20,540	24	58,110
	森林団体	4,286	8,867	1,444	37	14,634
	その他会員	160	839	140	-	1,139
	会員小計	102,275	30,193	195,829	61	328,358
	その他系統団体等小計	212,732	38,043	74,838	46	325,660
計	315,007	68,236	270,667	107	654,018	
関連産業	1,994,887	63,030	1,609,735	16,912	3,684,565	
その他	8,568,851	12,950	279,075	622	8,861,497	
合計	10,878,745	144,216	2,159,477	17,641	13,200,080	

(貸方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2006. 9	5,721,287	33,032,678	38,753,965	44,750	4,667,283
10	6,745,514	33,480,026	40,225,540	43,180	4,616,260
11	6,689,430	33,502,698	40,192,128	44,680	4,595,519
12	6,803,253	33,713,993	40,517,246	44,230	4,531,060
2007. 1	7,421,397	33,571,965	40,993,362	89,730	4,517,110
2	7,230,074	33,487,533	40,717,607	26,000	4,500,818
2006. 2	6,557,985	34,173,194	40,731,179	40,600	4,783,256

(借方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2006. 9	76,196	211,136	47,196,487	14,406,938	46,407	-	140,172
10	108,274	334,047	45,790,237	14,536,354	53,803	-	143,497
11	111,358	693,581	45,522,793	14,717,100	52,973	-	154,331
12	66,478	848,660	45,332,381	14,249,586	36,861	-	144,809
2007. 1	109,253	921,465	43,906,611	12,724,713	35,389	-	146,714
2	174,076	657,261	41,921,827	12,232,861	27,683	-	144,215
2006. 2	126,717	3,746,009	42,751,021	13,030,175	15,315	-	162,437

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 方			譲渡性貯金	借入金	出資金
	貯 金		計			
	計	うち定期性				
2006. 9	49,447,636	48,090,332	466,541	93,745	1,164,332	
10	49,507,544	48,172,967	617,325	93,738	1,163,959	
11	49,474,165	48,159,891	621,590	93,738	1,163,958	
12	50,238,949	48,449,989	527,970	93,737	1,163,958	
2007. 1	49,814,834	48,311,422	508,896	93,735	1,163,957	
2	50,021,862	48,304,208	517,791	113,731	1,163,958	
2006. 2	49,235,751	47,802,954	420,230	71,812	1,132,795	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 方			借 入 金	
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当座性	定期性			
2006. 8	24,547,247	55,236,569	79,783,816	613,851	447,352
9	24,384,626	55,130,868	79,515,494	616,108	446,855
10	24,840,085	54,943,465	79,783,550	617,092	447,169
11	24,547,149	55,222,261	79,769,410	585,092	416,007
12	24,940,189	55,813,060	80,753,249	560,364	395,320
2007. 1	24,371,858	55,761,914	80,133,772	578,543	414,818
2006. 1	24,045,453	54,997,584	79,043,037	570,634	408,458

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
928,000	3,141,655	1,484,017	19,845,573	68,865,243
955,718	2,926,540	1,484,017	17,327,853	67,579,108
1,028,813	2,904,383	1,484,017	17,607,742	67,857,282
920,000	3,652,973	1,484,017	17,747,066	68,896,592
1,356,900	3,271,869	1,484,017	17,732,237	69,445,225
1,396,943	3,407,566	1,484,017	15,006,191	66,539,142
623,578	1,775,193	1,450,717	19,538,834	68,943,357

貸 出 金				コ ー ル ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
7,575,173	2,296,283	22,055	10,033,684	742,657	10,558,676	68,865,243
8,327,774	2,443,317	20,374	10,934,964	760,588	9,597,195	67,579,108
8,705,162	2,281,723	18,580	11,159,798	720,000	9,596,779	67,857,282
9,499,128	2,326,141	21,642	11,991,721	971,800	9,648,691	68,896,592
9,923,973	2,295,950	18,251	12,384,890	890,000	11,197,617	69,445,225
10,878,745	2,159,477	17,641	13,200,079	1,125,592	9,432,624	66,539,142
9,983,239	2,259,809	22,904	12,428,391	878,141	8,997,763	68,943,357

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
54,353	27,978,870	27,838,484	0	378,891	16,669,161	6,461,342	1,268,461
53,241	28,086,638	27,953,739	7,000	385,497	16,719,151	6,516,265	1,273,959
55,114	28,225,412	28,092,092	0	380,788	16,626,560	6,497,095	1,281,182
78,824	29,006,439	28,867,036	0	378,326	16,469,380	6,493,290	1,287,035
57,856	28,676,152	28,543,574	0	372,316	16,532,010	6,499,284	1,294,518
55,514	28,670,282	28,559,726	10,000	365,740	16,625,516	6,473,215	1,298,867
52,097	27,932,702	27,795,754	0	312,645	16,877,165	6,227,828	1,204,143

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		方		報 告 組 合 数
	預 け 金		計	う ち 国 債	貸 出 金		
	計	う ち 系 統			計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
401,072	54,748,786	54,521,299	4,717,550	1,890,613	21,667,910	305,894	845
380,668	54,523,460	54,307,168	4,632,808	1,830,964	21,766,860	305,248	843
387,836	54,737,606	54,522,928	4,699,708	1,873,522	21,717,504	301,989	843
405,301	54,681,310	54,423,682	4,683,735	1,843,393	21,715,332	293,555	843
420,681	55,694,832	55,444,625	4,596,838	1,750,876	21,642,272	291,328	843
394,443	55,090,330	54,857,608	4,618,537	1,777,185	21,588,327	287,488	839
398,531	54,492,828	54,290,786	4,508,774	1,802,283	21,108,280	306,258	876

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2006. 11	2,087,587	1,392,640	4,395	54,178	16,227	1,267,298	1,230,318	144,157	708,035	
12	2,113,405	1,406,159	4,395	54,236	15,488	1,300,376	1,257,850	144,190	700,314	
2007. 1	2,084,777	1,397,536	4,392	54,779	16,839	1,278,840	1,244,785	145,645	690,961	
2	2,085,753	1,384,630	4,391	55,481	15,604	1,283,737	1,251,755	143,025	688,388	
2006. 2	2,185,387	1,514,883	27,365	67,230	15,198	1,341,358	1,304,175	149,521	745,294	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2006. 9	826,972	475,107	212,333	155,897	117,936	6,072	794,645	779,400	742	257,144	9,700	190
10	867,020	496,539	210,149	154,619	117,141	6,894	833,939	819,715	731	254,090	9,651	187
11	883,769	499,827	204,955	149,019	120,342	7,728	834,099	789,157	6,347	256,617	8,976	187
12	881,446	497,303	189,874	138,627	117,087	6,462	835,300	782,522	6,317	241,338	8,547	184
2005. 12	902,097	517,655	221,303	160,341	119,028	6,906	875,761	852,718	5,361	253,336	9,128	221

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局	
残	2003. 3	744,203	501,817	2,377,699	1,813,487	561,426	1,035,534	148,362	2,332,465	
	2004. 3	759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	2,273,820	
	2005. 3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,324	156,095	2,141,490	
	高	2006. 2	792,660	492,358	2,464,529	1,863,570	537,937	1,092,582	159,385	2,025,215
		3	788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430	2,000,023
		4	791,984	489,340	2,508,888	1,899,075	543,753	1,101,907	159,903	1,997,955
		5	789,559	487,931	2,527,408	1,883,721	538,428	1,093,549	158,881	1,977,919
		6	798,773	496,320	2,472,002	1,898,302	544,039	1,102,469	160,318	1,978,874
		7	795,429	494,306	2,452,836	1,879,406	539,839	1,097,672	159,672	1,963,059
		8	797,838	497,207	2,447,302	1,878,598	540,803	1,101,933	160,037	1,954,924
		9	795,155	494,476	2,445,037	1,888,120	546,017	1,106,414	161,075	1,933,738
10		797,836	495,075	2,432,161	1,869,379	537,799	1,100,599	160,066	1,928,003	
11		797,694	494,742	2,471,201	1,882,090	539,578	1,100,748	158,754	1,909,916	
12		807,533	502,389	2,426,762	1,909,348	549,065	1,118,838	161,167	1,911,424	
2007. 1		801,338	498,148	2,445,668	1,883,330	539,652	1,105,756	159,846	1,897,326	
2 P	804,356	500,219	2,450,553	1,895,719	541,503	P 1,111,190	P 160,261	1,893,189		
前 年 同 月 比 増 減 率	2003. 3	1.2	0.3	3.0	0.0	0.3	0.7	3.4	2.5	
	2004. 3	2.1	2.0	3.3	0.7	1.6	1.9	2.8	2.5	
	2005. 3	2.2	1.6	0.6	2.9	2.3	1.8	2.3	5.8	
	2006. 2	1.5	0.1	1.8	0.7	0.6	1.3	2.2	6.9	
	3	1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1	6.6	
	4	1.4	0.2	1.5	1.0	0.6	1.5	1.8	6.4	
	5	1.4	0.4	1.4	0.6	0.5	1.3	1.6	6.3	
	6	1.3	0.5	1.4	0.4	0.3	1.3	1.5	6.3	
	7	1.0	1.0	0.1	0.2	0.1	1.0	1.0	6.3	
	8	1.1	0.8	0.4	0.5	0.4	1.2	1.0	6.4	
	9	1.3	0.7	1.9	1.1	0.8	1.5	0.9	6.5	
10	1.1	0.8	0.6	0.9	0.1	1.1	0.7	6.6		
11	1.2	0.7	1.1	0.7	0.1	1.2	0.1	6.5		
12	1.3	1.3	0.9	1.2	0.3	1.4	0.4	6.5		
2007. 1	1.4	1.3	1.1	1.4	0.6	1.6	0.6	6.6		
2 P	P 1.5	1.6	0.6	1.7	0.7	P 1.7	P 0.5	6.5		

(注) 1 農協, 信農連は農林中央金庫, 郵便局は郵政公社, 信用金庫は信用金庫ホームページ, 信用組合は全国信用中央組合協会, その他は日銀資料(ホームページ等)による。
 2 都銀, 地銀, 第二地銀および信金には, オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む(農協以外の金融機関は含まない)。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局	
残	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376	
	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755	
	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814	
	高	2006. 2	205,617	50,237	1,839,718	1,384,455	405,871	622,893	93,002	4,003
		3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085
		4	207,710	49,327	1,845,915	1,392,567	409,536	624,475	92,774 P	3,942
		5	209,323	49,626	1,837,684	1,388,595	408,215	620,795	92,600 P	4,089
		6	209,642	49,354	1,844,680	1,392,590	410,347	622,741	92,905 P	3,805
		7	210,360	50,331	1,847,128	1,395,142	411,045	624,219	93,119 P	3,744
		8	210,869	50,985	1,847,203	1,397,331	411,061	624,590	93,243 P	3,621
		9	211,547	51,928	1,842,920	1,411,113	414,871	632,882	94,073 P	3,694
10		211,030	52,423	1,828,062	1,400,552	409,069	626,947	93,651 P	3,634	
11		211,043	52,159	1,844,354	1,407,193	410,405	628,557	93,066 P	3,747	
12		210,270	52,063	1,853,630	1,429,645	417,842	637,675	93,947 P	3,244	
2007. 1		209,715	52,048	1,835,329	1,418,650	412,681	629,498	93,346 P	3,311	
2 P	210,233	51,743	1,817,890	1,418,775	411,959 P	628,451 P	93,297 P	3,243 P		
前 年 同 月 比 増 減 率	2003. 3	1.2	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	23.2	9.0	
	2004. 3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	9.7	
	2005. 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4	
	2006. 2	0.8	1.2	0.1	1.5	2.2	0.6	1.6	16.6	
	3	0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	15.1	
	4	0.4	2.9	1.9	2.2	2.7	1.0	1.6 P	15.1	
	5	1.0	2.6	2.5	2.7	3.0	1.1	1.9 P	14.8	
	6	1.3	2.3	2.7	2.9	3.0	1.2	2.0 P	15.0	
	7	1.6	2.4	1.8	2.5	2.2	0.8	1.6 P	14.0	
	8	1.4	5.7	2.3	2.9	2.8	1.3	1.8 P	16.1	
	9	1.8	3.3	0.0	3.2	2.9	1.5	1.8 P	16.7	
10	1.9	3.4	0.1	2.8	1.9	1.1	1.7 P	16.5		
11	2.0	3.5	0.1	2.8	1.6	1.2	0.7 P	16.3		
12	2.1	2.8	0.0	2.4	1.3	0.9	0.6 P	17.4		
2007. 1	2.1	3.4	0.4	2.6	1.8	1.0	0.5 P	17.8		
2 P	2.2	3.0	1.2	2.5	1.5 P	0.9 P	0.3 P	19.0 P		

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値はホームページによる。
 2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。
 3 農協には共済貸付金・農林公庫(貸付金)を含まない。